

厚生文教委員会報告書

令和5年1月17日

備前市議会議長 守 井 秀 龍 殿

委員長 西 上 徳 一

令和5年1月17日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備 考
1 教育行政についての調査研究 ① 既決予算の執行状況について	継続調査	—

<報告事項>

- 電子地域ポイント事業について（市民課外）
- 新型コロナウイルス感染症の状況について（新型コロナウイルスワクチン対策課）
- 社会福祉法人浜っこの精算について（社会福祉課）
- 備前さつき苑における新型コロナウイルス感染症の状況について（備前さつき苑）
- 市立3病院の年末年始の発熱外来受診状況について（市立病院）
- 吉永病院でのクラスター発生について（吉永病院）
- 通学路の安全点検について（小中一貫教育課）
- ADHDへの対応について（小中一貫教育課）
- 令和4年12月16日付け教育振興部通知について（教育振興部）
- 学校行事の実施状況について（小中一貫教育課）
- イングリッシュキャンプの実施状況について（国際教育課）
- 令和5年度備前市国際バカロレア（IB）教育推進計画について（国際教育推進部）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項（市民生活部・保健福祉部外）	2
報告事項（教育庁）	21
閉会中の継続調査事件	43
1. 教育行政について	43
閉会	43

厚生文教委員会記録

招 集 日 時	令和5年1月17日（火）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午後2時34分	閉会
場所・形態	委員会室		閉会中の開催	
出 席 委 員	委員長	西上徳一	副委員長	丸山昭則
	委員	中西裕康		土器 豊
		立川 茂		青山孝樹
		奥道光人		草加忠弘
欠 席 委 員	なし			
遅 参 委 員	なし			
早 退 委 員	なし			
列 席 者 等	議長	守井秀龍		
傍 聴 者	議員	石原和人	藪内 靖	
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
説 明 員	市民生活部長	濱山一泰	市民課長	藤森仁美
	保健福祉部長 兼 福祉事務所長	森 優	保健課長 兼 新型コロナウイルスワクチン対策課長	高橋多恵子
	社会福祉課長	新庄英明		
	教育振興部長	石原史章	教育振興部次長 兼 国際教育課長	草加浩一
	教育総務課長 兼 教育プロジェクト推進課長	竹林伊久磨	小中一貫教育課長	谷口健一
	幼児教育課長	竹林幸作		
	社会教育部長 兼 公民館活動課長	波多野靖成	社会教育課長	横谷重樹
	教育文化振興課長	畑下昌代		
	国際教育推進部長 兼 教育まちづくり推進部長	守屋孝治		
	病院総括事務長 兼 吉永病院事務長	尾崎嘉代	備前さつき苑事務長	藤森勝一
	総合政策部長	梶藤 勲	事業推進課長	國光裕一郎
	総務部長	今脇典子	財政課長	榮 研二
審 査 記 録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○西上委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席は8名でございます。

定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、各課からの報告事項の後、昨年11月定例会で保留となっておりました教育庁関係の所管事務調査を行います。

本日の報告事項には、次期定例会に提案予定の議案に関するものがございますので、事前審査にならない範囲での質疑に御協力ください。なお、本日午後3時より備前市社会福祉事業団との意見交換会を行います。円滑な議事運営に御協力ください。

それでは、議事に入ります。

***** 報告事項（市民生活部・保健福祉部外） *****

市民生活部、保健福祉部、市立備前病院関係の報告事項について、各課より順次御報告をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症防止のため、報告事項ごとに質疑を行い、質疑が終了した案件の説明員の方におかれましては、都度御退席いただいて結構でございます。

それでは、専決処分について御報告をお願いいたします。

○藤森市民課長 市民課より報告をいたします。

電子地域ポイント事業について、マイナンバーカードの普及促進と市内における経済の活性化を目的として、マイナンバーカードを保有している市民とこれから取得する市民を対象として、1人当たり2,000ポイントの電子地域ポイントを付与する内容で事業を進めておりましたが、加えてコロナ禍で子育てを行う世帯への支援として、平成16年4月2日以降生まれの取得者に対して1人当たり5,000ポイントの追加を行います。

財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

ポイント制度の市民への周知及び取得者に対する案内の発送に必要な期間を考慮しつつ、3月31日までとしているポイントの利用期間を可能な限り確保するため、やむを得ず、1月12日付で補正予算の専決処分をさせていただきました。

補正額については、対象者を3,750名とし、歳入歳出それぞれ1,875万円の追加です。

直近の2月議会になろうかと思いますが、その承認を求める予定としております。

以上で市民課からの報告を終わります。

○國光事業推進課長 事業推進課から、お手元の資料、ポイント交付・利用スケジュールの資料について御説明いたします。

まず、左の列の印刷物、封筒準備からポイント利用までの項目について、それぞれ横軸に工程をお示ししております。

赤色の横線が1月12日に専決した場合、青色が仮に1月31日に承認をいただいた場合のスケジュール感を示しております。

なお、黄色の縦の破線につきましては、今回のポイント付与の対象者を3月17日までにマイナンバーカードの交付を受けた者としていることから、表示しているものです。

注目していただきたいのは、一番下のポイント利用の項目でございます。そこで、横軸に破線表示しておりますのは、スマートフォンにアプリをダウンロードして御利用いただく期間、実線は、それと併せましてカードを申請して御利用いただく期間を表しております。

御覧のとおり、住民の皆様が御利用していただきやすいように、ポイント利用期間をできる限り確保するため、今回やむを得ず専決をさせていただきましたことを御理解いただければ幸いです。

○西上委員長 御説明いただいた報告事項について、質疑のある方の発言を許可いたします。

○中西委員 ポイント交付スケジュール表のポイント利用のところで、「2万5,000ケ」というのがあるんですが、これは何なんでしょうか。

○國光事業推進課長 「2万5,000件」のタイプミスでございます。申し訳ございません。

○土器委員 マイナンバーの件なんですけど、これは健康保険に使えますよね、病院に行ったとき。私が使ったのは去年初めて暮れに使うたんじゃけど、ほかに何か用途があるんか。

○藤森市民課長 まずは、本人確認書類として使えます。それから、図書カード、コンビニ交付で住民票とかの発行ができます。

○土器委員 もう少し健康保険に使えるというのをPRしたらどうかと思うんです。私も年末使うたんじゃ、去年の暮れに初めて使うたんじゃから。

○奥道委員 すいません、1件だけちょっと。概要の3行目に、平成16年4月2日以降に生まれた市民に5,000ポイント付与するとありますが、ポイントの使えるのは3月31日付までと。これはいつ生まれというんか、最後、3月31日に生まれた子供にも出そうということでもいいわけですか。何か今、3月17日がこのカードの交付の云々というのがあったと思うんですけど、いつまでということ。

○藤森市民課長 平成16年4月2日以降ということは、高校3年生の世代になります。それ以降に生まれた市民の方でマイナンバーカードを保有している方、それから3月17日までにマイナンバーカードを保有する方についてはポイントの付与がされます。

○奥道委員 要するに、3月31日に生まれた子供さんには出ないということですね。3月31日に生まれた子はマイナンバーカードを当然取得できないわけですから、それ以前に取得した子でないと駄目だという、そういうことですね。

○藤森市民課長 はい、そのとおりでございます。

○中西委員 これは1月12日に専決処分をしておられる、その理由については、今、事業課からお話がありましたけども、一富士二鷹三茄子なんて言葉がありますけど、お正月のときにで

もこれは思いつかれたんでしょうか。

○榮財政課長 12月下旬に、コロナウイルスの交付金の執行状況につきまして、各課より提出がございまして、その全体を眺めまして、事業の執行残が幾らか見込まれるということで、これについての有効活用ができないかということで、年明けすぐに協議をいたしまして、このような格好での提案となったということでございます。

○中西委員 例えばこれは1月12日専決ではなくて、1月の今日が17日ですから、1月18日に専決することはできなかったんでしょうか。つまり、当委員会が1月17日に開催されるということはもう昨年12月から明らかになっていたわけです。当委員会に報告をして専決処分をしますよという話があって、その後、専決処分をするということにはならなかったのかどうか。そこをお伺いしておきたいと思います。

○今協総務部長 おっしゃることも分かるんですけども、先ほど説明がありましたように、なるべく早くポイント利用の機会を市民の方にお知らせしたいということで12日に専決をしたということになっていると。

○中西委員 それは一つの考え方には違いないんですが、しかしこのところで6日間、委員会を待って6日間の後にするということにはならなかったのかどうか。それでそんなに大きな支障が出てくるものかどうか。いかがでしょう。

○今協総務部長 この内容としましては、所管は厚生文教委員会なんですけども、補正予算ということになりますので、そうしますと、結局は議員の方皆様ということになりますので、そうすると議会を開くということになるかと思いますが、今言ったような理由で専決、それと市長が不在となっておりますので、開く機会がないということで、なるべく早く専決をしたということになっております。

○中西委員 報告事項ですから、それ以上、私も触れませんが、市長が不在になるというのも、もう既に去年から明らかになっているわけです。かといって、1月5日、6日に招集ができないわけでもない。専決処分の在り方についてはやはり疑問が残るところであります。

○青山委員 年末に、学用品でありますとか給食費の、こういうマイナンバーカード取得については家族全員が取得しておくことという条件があったと思うんですけど、ここではそれはないんですか。

○藤森市民課長 このポイント自体は、マイナンバーカードを保有している者、あるいは3月17日までにマイナンバーカードの交付を受けた者ということが対象になっております。

○青山委員 新たに5,000ポイント追加ということで、そういう学用品あるいは給食費の無料に対する申請の条件で、前は上げられとったと思うんですけど、マイナンバーカード取得の促進ということで。あれもかなり問題点はいろんなところから指摘はされるんですが、今回それを条件にしなかったということというのはどういうことなんですか。

取得の人が対象というのは分かるんですけど、新たな追加ポイントを付与するということで、

さらに家族でマイナンバーカードを取得してもらうというような以前の考え方というのは、ここ
でしなかったのはなぜかお尋ねしているんですけど。

○西上委員長 暫時休憩します。

午前9時45分 休憩

午前9時50分 再開

○西上委員長 それでは、委員会を再開いたします。

青山委員の答弁ができるようでしたら答弁をお願いしたいんですけれども。

○藤森市民課長 こちらは世帯ではなくて、個人個人に対する支援でございます。

○青山委員 それじゃ、全体で促進のために家族をというふうなことではないと理解しました。
土器委員が最初に話をされたマイナカードの取得については、やはり活用の方法がこういうのが
あって、より便利なんだと、そういうところをしっかりと強調してやっていただきたいと思いま
す。

○立川委員 私も専決の部分についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

これは自治法の179条1項の規定で緊急を要するためと、先ほど御説明もございましたが、
とても時間的余裕がないとは感じられないんです。

岡山市や倉敷市では、専決の事項の指定というのをしておられると思うんですが、前にもこの
専決でちょっとごたごたした件があったと記憶をしておりますし、課長、そういったことの方法
というんですか、これは明らかに時間的余裕がないということで何でもかんでも専決していくお
それが多分にあるのではないかと。議会はなめられとると言えばそれまでなんですが、何でも通
るんじやと、専決でも何でも通るんじやと、そういう思惑があつては非常に我々も残念ですし、
議会は何をしとんやということにもなりかねないと思いますので、この辺のそういった専決事項
の指定とかは考えておられませんか。

○今脇総務部長 岡山、倉敷は独自に指定をされておるということですが、備前市はございませ
ん。自治法で定められた専決処分なんですけども、専決処分をするときの要件としましては、ま
ず議会が成立しないとき、それから自治法の第113条ただし書の場合においての会議を開けな
いとき、それから普通地方公共団体の長において議会を招集するいとまがないと認めるとき、そ
れから議会において議決すべき事件を議決しないときという4つの要件が規定をされておいま
す。

平成18年に自治法が改正されまして、この議会を開くいとまがないときというところに、ま
た限定した条件がつけられまして、その緊急性を要する場合ということに限定してという要件が
つけられております。それに従って備前市も専決処分を行っているという状況であります。

○立川委員 それはこれを見たら分かるんですけども、その指定の専決事項の指定なんかをす
る討論があつたかどうか、そういう姿勢があるかどうかということをお尋ねしているんです。

○今脇総務部長 もちろん、最初から専決処分ありきでというような協議はしてはおりません。

何とかして議会を開いてという、そういうことで協議をしてまいりましたが、今説明がありましたように、スケジュール的に余裕がないというところで、住民の方がこのポイント付与の利用が余裕を持ってできるという、その期間を確保するためにこういった専決処分となった次第です。

○立川委員 このポイント付与についてどうこうということは全く申し上げておりませんし、市民の皆さんが利用されるのは別に反対もする必要はないんですけど、今、お聞きしたように本当に時間的余裕がなかったのか、例えば市長がおられませんと、これは副市長が代行で議会を開くということではできるでしょう。というふうなことを考えられなかったかということですね。一日も早くであれば、お正月明け5日に議会招集してもいいじゃないですか。

というふうに考えられますので、どうせ通るんやからという気持ちでされていないかな、それが危険だなと。前に申し上げましたように、以前も専決でははならないような案件を専決しておられたので、この件については議論が深まったと思いますので、なおかつ今回そういう指定も考えていないということなんで残念かなと思ひまして、ぜひとも専決事項の指定を御考慮いただきたいというつもりでお尋ねをしております。その点についてはいかがでしょうか。

○今脇総務部長 何でもかんでも専決処分があるということで考えているわけでは決してございませんので、今回に限りということで、それからいとまがないというところは、自由な裁量なのかというところの協議もありまして、そこには客観性がなければいけないというような事例もございますので、そこはきちんと、これからも何でも専決とかというようなそんな安易なことは決して考えてはおりませんので、今回のことは御理解いただきたいと思います。

○立川委員 今回特別だということで理解をしておきますが、以前にも専決についてあったよということは申し上げておきたいと思います。特別ではなくて、専決が当たり前にならないように、議会をあまり軽視、軽視されてもしょうがないですけどね、されないような手法で、せめて次回までに専決処分の指定についてちょっと御答弁を、次回にでもいただけたらと思います。お願いをしておきます。

○西上委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新型コロナウイルス感染症の状況について御報告をお願いいたします。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 保健課新型コロナウイルスワクチン対策課より月例報告をさせていただきます。資料を御確認ください。

まず、感染者の状況です。

9月27日より全数把握がなくなった経過での発生状況をグラフにしております。

全国的に11月中旬より感染者が増加し、現在、第8波に突入しているところです。

岡山県の総数を折れ線グラフのほうで表していますが、一番高いピークが1月7日、5,332人ということで、従来から予測されていました年明けに感染者が急増するだろうというところから、1月7日に5,332人ということで、これまで岡山県の最高が第7波の8月20日に

4, 399人でしたので、過去最高の患者発生数となっております。

2つ目のピークがその右側にあります山で、1月12日で3,974人です。

昨日の状況を言いますと、1月16日では、県では1,279人と激減している状況です。全国では、第8波のピークを既に迎えたという県もありますので、今後の感染者の状況は注視していきたいと思っております。

なお、岡山県では、医療提供体制の逼迫が深刻化しているということで、1月12日にレベル3に引き上げた状況です。

この後、右のページの⑤のその他のほうに書いてあるんですが、岡山県の感染状況により医療の負荷が増大しているということで、レベル4まであるうちの上から2番目のレベル3に引き上げられている状況です。

また、同時期にインフルエンザの流行期にも岡山県は突入していますので、市民一人一人が感染対策を求められている状況と考えております。基本的なうがい、手洗い、手指の消毒、3密回避、定期的な換気に備え、発熱時に備えて検査キットと解熱剤の常備を呼びかけるということで、備前市では、昨日ホームページを更新し、市民に呼びかけを行っているところです。

続きまして、②市内のクラスターの発生状況です。

10月にはゼロ件でしたが、1月13日時点で1月は2件、医療機関が1件、高齢者施設が1件となっています。

高齢者施設が、11月からクラスターの発生が他市町でも非常に件数が上がっていますので、施設への聞き取りを行ったところ、ほとんどの施設でオミクロン株のワクチン接種は12月中に完了をしております。

クラスター発生または罹患により予防注射を見合わせている患者数は数名程度、どの施設にもいらっしゃるということでした。

ワクチンの接種の有無と感染の有無、それから重症度について、複数施設に聞き取りをしましたところ、ワクチンを打っていたから感染しなかったとか重症度に差があったというような特徴は特に見られなかったと伺っております。

岡山県が、引き続き高齢者施設のクラスター防止のために、従事職員に対しては検査キットを配付し、県に職員の検査の結果を報告するというのは引き続き2月も行うと伺っていますので、施設と協力しながらクラスター対策に注視していきたいと思っています。

3番目に、感染拡大の防止対策事業についてです。

4月からの申請者件数を記載しております。検査キットは、1月11日現在で保健課に申請に来られた方が9,195件ありました。年末年始から、1日平均110本から120本ぐらいが保健課、それから3つの支所等で申請をされている状況です。

当初、検査キットは、なくなり次第配布終了ということにしておりましたが、8月議会でも補正予算を承認いただいたとおり、市民の皆様から非常に検査キットの要望が強いということ、ま

たこの医療逼迫状況の中で、発熱時に備えて検査キットと解熱剤を常備するよう呼びかけている状況から、1人3本までは、3月中は、キットを追加で購入して対応していきたいと思っております。

あと、PCRの助成、自宅療養者への支援等は表のとおりです。

また、ホームページ、SNS、市の広報紙等で同時流行に警戒をとということで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルスに対する啓発を載せております。

続きまして、④ワクチンの接種の状況についてです。

1月12日現在の接種状況を載せております。

12歳以上の人口で、3万405人という分母は1年間変わっていないわけですが、1回目の接種率が90%から、3回目、4回目、5回目と接種の数は少しずつ減っているように見えますが、3回目からはオミクロン株ワクチンを1回接種するとそれで終了ということになりますので、3回目でオミクロンを打たれた方は、4回目、5回目を打つことはありませんので、接種の数というのが、今後、それほど変わらないかなと思います。

現在、オミクロン株ワクチンの備前市の接種状況が36.8%ということで、岡山県が35.4%ですので、県並みの接種状況で、随時、医療機関でも打っていただいていますし、市としても集団接種を計画しておりますので、今後も接種を呼びかけていきたいと思っています。

また、5歳から11歳、それからゼロから4歳の接種率は表のとおりで、先月と大きくは変動はない状況です。

市のワクチンの接種勧奨として、1月8日の備前市二十歳の集いにてワクチン接種の勧奨のチラシを個人に配布しております。

また、市の庁舎のデジタルサイネージにて、ワクチン接種の動画を放映しておりますので、委員の皆様には、よろしければフロアのほうでまた御覧いただけたらと思っています。

また、2月から3月の確定申告の会場に、オミクロン株ワクチン接種の勧めというポスターを掲示して、未接種の方へ接種を呼びかけたいと思っています。

市としましては、医療機関への個別接種を引き続き協力をお願いすると同時に、市の集団接種の計画をしております。日程としましては、1月29日日曜日、2月19日日曜日、3月19日日曜日の、いずれも日曜日に集団接種を計画しております。

予約は、何かあまり1月29日も埋まらない状況で、出足は鈍いかなと思っていますので、今回は予約なしも受付をしようかなと計画をしております。

また、市の広報紙での2月号での啓発とオミクロン株対応ワクチンの未接種者、3回目以降の方になるんですが、に対しては、個人通知を送って集団接種の機会をPRしようと考えております。

⑤その他です。先ほども申しましたが、岡山県の感染状況がレベル3、医療負荷増大期へ1月12日に引上げになりました。医療逼迫を軽減するための緊急のお願いということで、以下の1

から3について県から発信がありました。市のホームページとSNS、また2月号の「広報びぜん」で掲載をする予定にしております。

○中西委員 3のところで、抗原定性検査キット配布というのがあるんですが、これは相当の数を備前市も準備をされたと思うんですが、あとどのくらい数が残っていますか。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 市民の方が1日120、110前後いらっしやっていますので、1週間で約600、700出ております。不用額になりそうな予算のところから流用して、年末に、3月まではもつだろうという本数を購入したんですけど、既にこの1月の1週目で大分底が見え出したので、追加でまた購入をするということで、在庫がなくなりかけたら流用して購入をするという態勢で今臨んでおります。

○中西委員 これは来年度の予算にもなるかとは思いますが、来年度も、ここは少し予算を確保してほしいなという思いがあるんですけども、いかがなものでしょうか。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 5類に引下げになるという情報もありますが、現在の市民の需要を鑑みて、担当課としては予算要求をしている状況です。

○中西委員 2類、5類の話もあるんですけども、特に高齢者の皆さんの死亡が多いというところが大変気にはなるところなんで、ぜひ予算を確保してほしいなと思います。

専決処分をしなくて、流用で補っているというところで、本当に御苦労さまです。

その他のところで、1つ伺いをしておきたいんですが、その他の3番目、救急車の利用や救急外来の受診は真に必要な場合のみと。ここはどうなのでしょう。東備消防は、ここの救急車の配送の件で何かトラブルだとか、あるいはコロナに関して困っていることとか、そういうのはあるのでしょうか。これは岡山県全体が言っている一般的な話であって、あるんだということになるのでしょうか。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 県の緊急のお願いの発出は、岡山県全般のことのことだと思われます。危機管理課を通じて、東備消防の救急搬送について情報を確認しましたところ、マスコミ等で報道されているのは、岡山市が救急搬送困難事例がこの年末年始非常に増えているというところで、大きく報道されたところですが、東備消防につきましてはそこまでの状況ではないということなんですが、やはり発熱をされている方の救急搬送には、医療機関の受入れというものになかなか時間を要すると伺っています。検査キット等で陰性であるということが確認できていた場合は、症状として発熱があってもスムーズな一般病院への救急搬送が可能ということです。

もう一つは、患者さんの全数届出があったときには、コロナ患者さんの医療機関への搬送というのは本来県の保健所の業務で行っていました。どこの病院に入院させるかという判断も保健所、岡山県の業務として行っています。全数把握でなくなって、自宅療養されている方の状態が悪くなって救急車をお呼びする場合、県の保健所では、その方の状況をつかんでいないというところから、まず状況をつかんでから入院先の医療機関を保健所が手配するということになります。

ので、そうなった場合にやはり搬送に時間を要するという案件は、東備消防だけでなく、県下全域で起きているという状況を伺っています。

○土器委員 検査の関係なんですけど、例えば病院関係、市立病院関係、それから施設、備前市が直接、間接に関係するような高齢者の施設、それから学校関係、こども園、小・中学校の先生、これは1週間に一遍、検査されとんか、例えば2週間に一遍検査されとんか、全然してないんか、その辺を教えていただきたいと思います。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 医療機関や高齢者施設に関しましては、先ほど申し上げましたが、県より、1週間に2回から3回の検査キットを職員に対して配られておりますので、検査をするようになっています。学校に関しては保健課では把握しておりませんので、教育委員会にお尋ねいただきたいと思います。

○立川委員 私も③で1点、3番目の自宅療養者の事業所支援、マスクと消毒液等の提供62件とあるんですが、これは、先ほど課長がお話しされたように、保健所は段ボールを送ってこられますよね、食料とかトイレットペーパー、検査キット、これのほかに市では独自にマスクと消毒液等、等というのはよく分かりませんが、を送ってらっしゃるということですか。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 食料支援に関しましては県の事業として行っています。市は、それ以外として、マスク50枚入り1箱と消毒用のアルコール1リットルを1本届けているということで、県の事業とは別事業で市単独で行っております。

○立川委員 保健所から箱が来るんで分かるんですけど。市のほうは、今ですとマスク1箱と消毒液だけ。この等というのは何ですか。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 事業所に対しては、手袋も追加で出しております。

○立川委員 等と書くより手袋と書いてもらったほうがよく分かるんですけども、よろしくお願いします。

それと、この自宅療養者の情報はどこから来るんですか。県から来るんですか、それとも自主申告なんですか。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 自主申告でございます。

○立川委員 それでは、自宅療養者で自主申告すればマスクとか消毒液が来ますよ、自主申告なさなければ県からのボックスだけですと、そういう広報はしてらっしゃいましたかね。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 県の食料支援も自分からの申請になっているかと思いますが、市の分は、広報、それからホームページ等で申請をということで呼びかけております。

以前全数把握をしていたときは、保健所が陽性者の方には自分で市に連絡をするようにと声かけをしていただいていたんですが、今は保健所が全数把握をしていないということで、そのアナウンスは少ないのかなと思うんですが、以前に比べましてマスクやアルコール等が十分お店の

で販売されていますので、少しずつは申請して、マスクや消毒液だったらいいですよという、問合せはあるんですけど、いいですよということでお断りされる方もいらっしゃるのが現状です。

○立川委員 先ほどの申請とおっしゃいましたが、書類出すんですか、電話一本で終わるんですかね。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 電話一本で受けております。

○立川委員 電話一本で済むんでしたら、しっかりアナウンスしてマスクと消毒液もありますよと、市のほうでお配りしていますと言えば、これは桁が違うんでちょっとびっくりして見たんですけど、62件、申請書というて、またややこしい書類書けとか、持ってこいとか、こんなこと言うんじゃないかなという懸念があったんですけども、県と一緒に電話一本で済むのであれば、そういう広報されたいかがでしょうか。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 これまでにも、ホームページにずっと掲載をしておりますが、引き続き広報紙、SNSも併せて掲載していこうと思います。

○立川委員 よろしくをお願いします。

それからもう一点は、⑤のその他でさっきちょっとお話が出たんですが、岡山県の感染力はレベル3と、もうこれ以上はレベル4ですよということのお話があったんですけど、医療逼迫軽減するための緊急のお願いということで、知事が新聞にも出したりテレビに出たりということでは言っておられましたが、我々市民とすれば、この1、2、3は分かるんですけど、従来どおり、やはり手洗い、うがい、マスク、それから4人以上の会食とかを控えましょうとか、移動については多少緩和しているんでしょうけど、その辺、再度、こういうことに注意しましょうということは、この3点だけを押し出されても、実際具体的にちょっと困ろうかと思うんですけど、以前の感染対策はした上での3つという解釈をしたらいいんでしょうか。それとも、大人数の移動とか大人数の会食とか、4人以上の会食とか、その辺の判断というんでしょうか、広報はどうされるんですか。この3点だけで押されるんですか。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 県からは、コロナとの共存という、経済を回すということが先決ということで、行動制限等の指示はございません。感染対策につきましては、以前のデルタ株のように、コロナに感染しても肺炎等による重症化の方が非常に少なくなっており、この昨年1月からはやっているオミクロン株の派生株が次々変異しているものですが、オミクロン株は喉等に寄生して、二日、三日程度、発熱をした後、せきやたん等の症状が見られるという比較的軽度中等症の方が多いいということから、対策としては、引き続き今までと変わらず、手洗い、うがい、マスクの着用、3密の回避、それから寒いときにはありますが定期的な換気を十分行うということを徹底するようにという指示でございます。

あと、ワクチン接種につきましても、皆さん、ワクチンを打ってもコロナに感染するということから、なかなか接種率が伸び悩んでいるのが全国的な状況であります。市としましては、ワクチン接種は個人の判断で実施していただくものではあります、接種の体制をしっかり整えて、

受けた人が受けたワクチンを接種できるということを市としては常に心がけてあらゆる手段を使って啓発をしている状況です。

ワクチンを打てば、かかりにくかったり、重症度が軽かったりすると言われておりますが、感染してもワクチンを打っても、抗体が3か月程度しかもたないということです。それを過ぎるとまた感染の不安が強くなっているということから、引き続きワクチン接種を勧めているというのが、感染対策の状況ですので、大きくは変わっていないと。

ただ、医療の逼迫に関しては、これまでのような重症病床がいっぱいになっているというよりは、高齢者が、もともと糖尿病だとかがんとか心疾患等で基礎疾患がある方が、コロナに感染することでその基礎疾患が重症化して命の危険になっているということから、重症病床というよりは、そういう大多数、誰でもコロナにいつかかるか分からないという状況の中でいうと、重症化しやすい高齢者にとにかくオミクロン株対応ワクチンを打っていただくというのがまず一番かなと思っています。

○立川委員 やはりその以前の対応は忘れちゃって、この3点だけというのが一番つらいんで、その辺を徹底いただきたいなと。課長のお話がありましたように、重症度の話で、潜在的な患者さん、罹患者が多いというのは御存じのとおりなんです。重症度もそれに伴ってアップしておる。最初のお話がありましたように死亡例が増えてきている。おっしゃるとおり、合併症もあるでしょうけども、その辺、亜種としてまたいろいろ出てきそうじゃないですか。前申し上げたXBB・1が、1・1が今度は1・5になってきたりということで、その辺の恐ろしさも、やはり皆さん、予防しましょうと、かかったら大変ですよというのをもう一度広報していただけたらありがたいかなと思います。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 2月広報紙に、現在の感染者の状況と、あと変異株もどんどん増えていること、それからコロナに感染した後も3か月程度たつと抗体価が下がるので、ワクチンを打ちましょうと、しましょうというアナウンスを広報紙に現在載せるように準備をしているところです。引き続き、啓発してまいりたいと思います。

○土器委員 コロナ対策課ですね、主に業務はどこまでかということですね。今、教育委員会のことは分かりません。教育委員会に聞いてくださいと話をされたと思うんです。それが実情かもしれないですけど、コロナに関して、やはりどこがどういう形のことを把握しておかにゃあおえんのじゃなかろうかと思うんですね、備前市全体の把握をですね。それが、それぞれの部署に聞いてくださいでは、私はおえんのじゃなかろうかなと思うんですけど。

○森保健福祉部長 言われるとおりだと思います。

対策本部会議とも調整を取りながら、各課での施策について把握していきたいと思います。ありがとうございます。

○中西委員 2番のクラスターの発生状況というところなんですけど、高齢者施設という書き方なんですけども、例えば高齢者施設でも入所の施設、それからデイサービスがあると、これはカ

ウントが1つになるんでしょうか、それとも入所とデイサービスは別々でカウントは2になるんでしょうか。ここのカウントの仕方をちょっと教えていただけたらと思うんで。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 県の報告によりますと、カウントは事業所ごとになりますので、通所と入所では別々になると思います。

○中西委員 例えばマスコミの報道なんかで県のクラスター班なんて言葉がよく出てくるんですけど、そのクラスター班というのは、例えば高齢施設3件あれば、その3件に全部入るわけなんですか。それとも、ここは深刻だということで、深刻なところだけ入るんでしょうか。その入り方はどうなんでしょうか。

○藤森備前さつき苑事務長 うちのさつき苑も、前にクラスターがありまして、東備保健所のほうから、岡山県クラスター対策班を紹介していただいて、お勧めがありまして、来ていただいて指導を受けたという実績があります。

○中西委員 それはクラスター班がさつき苑に入って、正常になったというところではよかったと思うんですが、その県のクラスター班というのは、クラスターの起こったところへ全部指導して入っているんでしょうか。

○藤森備前さつき苑事務長 県の保健所のほうからそういう説明がありまして、岡山県クラスター対策班の指導を受けたという状況でございまして、必ず入ってくるかどうかというのではなくて、そういうところに入っているんだというようなことを申し受けまして、さつき苑では指導を受けたという状況でございます。

○中西委員 さつき苑のほうは、それでよく分かったんですけど、市内の高齢者施設や医療機関でのクラスターについては、そういう対策班が入っているんでしょうか。

○尾崎病院総括事務長 クラスターが起きた高齢者施設に、保健所からクラスター対策班のほうへ連絡をして話を聞いてくださいというような連絡が来まして、施設側から来てほしいという依頼をすれば入ってくださると聞いてはおります。

ですので、全てに入っているかどうかは、施設側がどういうふうな判断でクラスター対策班と話をされているかというところになると思います。

○中西委員 県の発表もあるんですが、やっぱり対策班が入っているということぐらいは、何か備前市としても情報をつかむすべがないかなと。そこが正常に戻れば、それでよかったということになるわけでしょうし、そういう対応もあっていいのかなというような感じは受けるんですけど、県からそういう情報をいただくというのはなかなか難しいですか。

○高橋新型コロナウイルスワクチン対策課長 高齢者施設に関しましては、うちの介護福祉課のほうで、県のクラスター対策班が入ったという情報は入手しています。ただ、判断基準としては、クラスターが起きた施設全てというよりは、施設からの要望、もしくは状況的に例えばクラスターが何度も起きていたりとか、なかなか改善しない状況があり、指導が必要と県が判断された施設を優先的に行っている状況だと思っております。

○西上委員長 中西委員、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、市民生活部のお二人におかれましては質疑が終了しておりますので、御退席されて結構ですので、今日はどうもありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

午前１０時３２分 休憩

午前１０時４５分 再開

○西上委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

社会福祉法人浜っこについての御説明をお願いいたします。

○新庄社会福祉課長 社会福祉課から１件、御報告をさせていただきます。

社会福祉法人浜っこにつきまして、昨年１２月２２日木曜日に、社会福祉法人浜っこさんの評議員会が開催されております。そこで、決算報告及び残余財産の帰属について承認された旨、市のほうは議事録で確認をさせていただいております。また、法人の清算につきましても、１２月２２日で終了した旨、清算人の方から届出がございましたので、御報告をさせていただきます。

こちら本件がマスコミで報道されました令和３年８月以降、ほかに前例がない中、グループホームの利用者の方々の引継ぎを最優先に、県や関係市町との協議や連絡調整、事業所からの問合せに対しての支援、また市から事業者への特別監査などを行ってまいりました。長い年月を費やしましたが、弁護士の先生や関係各位の皆様方の御協力によりまして結了に至ったものと思っております。

委員の方々、皆様方にも、１年４か月という長い間にわたりまして御心配をおかけし、また御助言をいただきましたことに対しまして、ここにお礼を申し上げます。

○立川委員 大変御苦労さまでした。１２月２２日の評議員会で、全て終わったよという報告だったんですが、お言葉の中にありましたように、市の監査報告の写しとか、そんなんは出てくるんでしょうか。主な財産処分についての説明はできるんでしょうか、できないんでしょうか。

○新庄社会福祉課長 確認を取らせていただきまして、可能であればお示しさせていただけたらと思います。

それから、残余財産等につきましては、もう不動産等も全て売却がなされており、残余財産も事業を継承した社会福祉法人に帰属したということの報告を受けております。

○立川委員 監査報告といいますのが、不明朗な資金の流れもあったと当初お聞きをしておりましたし、その報告書の写しが出なければ概略でも結構ですから、これはやっぱり市民の皆さんにお知らせするという必要もないかなと思いますので、その方向で努力をいただきたいと思います。

それから、残余財産、事業財産については恐らく継承はされていると思うんですが、本当に第三者に売却された財産等もあるやにお聞きはしておりますので、その辺も分かる範囲で結構です

ので、事業財産は当然、閑谷のほうでしたっけね、ということは分かるんですが、その辺はしっかり捉まえていただきたいと、できたら御報告いただきたいと思います。

○新庄社会福祉課長 可能かどうか研究させていただきまして、また調整をさせていただけたらと思います。

○中西委員 本当にこれに携わった皆さんの御努力に敬意を表したいと思います。大変な作業だったのではないかと予測をしております。

この社会福祉法人浜っこの、様々なサービスをやっておられましたけども、その中で縮小されたものあるいは廃止をされたもの、いろいろあったかと思うんです。そういう中で、現在の形になった、しかし今まで果たしていた浜っこのこのサービスの部分がどうなんでしょう、少しなくなったことで障害児者のサービスの低下につながるかどうか、そのあたりはいかがなものでしょうか。

○新庄社会福祉課長 こちらにつきましては、市も事業を引き継がれる社会福祉法人のほうに全ての引継ぎを当初はお願いしておりましたが、やはり引継ぎを受ける法人さんが選択権を持っておりまして、こちらのほうはちょっと残念ながら引継ぎすることはできないというふうな旨があったりした事業もございます。ただ、今のところ、利用者の方々も別のグループホームに行かれたり、お一方は2か所目のグループホームに行かれとんですが、そこで落ち着いて生活をされたりというところで頑張っておられます。

引継ぎを受けなかった不動産等につきましても、別口で売却がなされておりますので、そういったところは、特に市では感じていないというところで御理解いただけたらと思います。

○中西委員 つまり、サービスを提供する市のほうは感じていないと。しかし、サービスの提供を受けるべき人たち、障害を持った方とか、あるいは障害を持った方の保護者の方なんかはどうなんでしょうか。例えば県内広範囲にこの施設に入っておられた方がおられた、それはやっぱりそれなりのニーズがあったんだと思うんですね。例えばDVがあって、そういうものに直面してこの浜っこに入所される方もいたかもしれない。現在もそういったニーズというのは、岡山県内あるいは備前市の中でもニーズはあるわけで、そういうニーズがきちんと、浜っこが事業清算はされたけども、そういうサービスのニーズに応えるような、そういうものになっていけるかどうか、そのあたりはどうなんでしょうか。

つまり、入所していた人たちは、それなりのところへ移っていきましてよと、しかし地域の福祉のニーズというのは、まだ浜っこのような機能を持ったものを必要としていた人たちがいるのではないかと。そういう人たちのニーズをどう、後、組み上げていけるのかというのは、浜っこについては事業はこれで完結するわけですけども、それについてはどうなんでしょうか。

○新庄社会福祉課長 利用者の方々が、旧の浜っこさん、今で言う閑谷福祉会さんを利用したいというところで希望があったとして、事業所のキャパオーバーということでお断りをなされるということがあるかもしれませんが、旧日生町地区にも新しい事業所が1つできておりまして、事

業所も新しくできておりますので、そういったところでの対応もお願いしながら、今後も続けていけたらなと思っております。

○西上委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

年末年始の診療及び新型コロナウイルス感染症についての御説明をいただきます。

○藤森備前さつき苑事務長 それではまず、備前さつき苑におけるコロナ感染症のその後の状況について報告させていただきます。

先般、令和4年12月14日の厚生文教委員会において、当苑入所部門のクラスター発生を報告しておりましたが、その後、12月19日に、岡山県クラスター対策班が当苑に来院し、現状確認、今後の対策、感染防止等指導をしていただきました。

その後、指導に沿った感染対策を行っておりましたが、クラスターがすぐには収束することなく、最終的には、利用者46名、職員11名、計57名の感染発生となりました。

この今回のクラスターにつきましては、1月12日をもって収束となりました。

その後の業務の再開についてでございますが、安全を考慮し、12月15日より中止しておりました通所リハビリは、1月16日より再開しております。

また、今後の新規入所につきましては、医師と相談しながら対応してまいります。

○尾崎病院総括事務長 私からは、まず3病院の年末年始の発熱外来受診状況について報告させていただきます。

備前病院では、年末年始に合計65名、そのうち12月30日に発熱外来を実施し、15名、1月2日の当番医で40名の発熱対応をしております。

日生病院では、合計22名、そのうち12月31日の当番医で18名の発熱対応をしております。

吉永病院では、合計53名、そのうち1月3日の当番医で33名の発熱を対応させていただいております。

続きまして、吉永病院でのクラスター発生について御報告させていただきます。

12月27日、入院中の患者様が発熱し、PCR検査を実施しましたところ、陽性と診断されました。すぐに、他の入院患者さんや職員の検査を実施し、当日に同室者1名、翌日、別の4人室で2名、職員2名の陽性が確認され、この時点でクラスターと認定されております。その後、2名の患者、3名の職員の感染があり、合計で11名の感染が確認されました。

12月27日より1月9日まで、新規の入院受入れと手術等の中止をしておりましたが、1月10日より通常業務を再開しております。

今回、2施設でのクラスターを受け、再度、感染対策の徹底を病院事業内で周知し、再発防止に努めてまいります。

○中西委員 病院も感染対策のマニュアルは作っておられたと思うんですけども、病院、あるい

は施設、あるいはデイケア等を含めて、感染対策のマニュアルはもともとお持ちだったのでしょうか。作っておられたのでしょうか。

○尾崎病院総括事務長 感染対策のマニュアル自体は作っていましたが、今回このコロナの感染が発症して以降、またコロナ用のものというのもそれぞれ作成はしておりました。

○中西委員 さつき苑においてもそうだったのでしょうか。

○藤森備前さつき苑事務長 さつき苑についても同様に作っておりました。

○土器委員 発生の経路は分かったんですか。

○尾崎病院総括事務長 これがという確実なものとは分かっておりませんが、恐らくですが、職員からかなというぐらいのことになっております。

○丸山副委員長 職員の方からということなのですが、抗原検査的なものは、職員の方へ配付はされていなかったのでしょうか。

○尾崎病院総括事務長 希望する職員には、抗原検査キットは配付させていただいております。

ただ、恐らくこの職員からかなという職員というのが家族感染でして、症状がなくとかという方もいらっしゃるだったので、そういう部分でちょっと擦り抜けてしまった部分があったのかなと思っております。

○丸山副委員長 症状がなければというのは、確かに誰もが分からないというところではありますが、やはり高齢者の方にコロナが感染してしまうというのは結構リスクが大きいと思いますので、いま一度、職員の方、それから御家族の方も含めてでしょうけど、今後クラスターにならないように気をつけていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○青山委員 施設での感染ということで、十分気をつけられておったとは思いますが、思わぬことで大変だったと思います。通所を再開されるまでの対応といいますか、それはどのようにされとったのでしょうか。

○藤森備前さつき苑事務長 通所につきましては、さつき苑の状況を見まして停止しておりましたが、その後は、利用者さんの安否状況確認等を電話でさせていただいて、通所利用者さんが困らないような状況を確保するように努めておりました。ケアマネさんとかに連絡したりとか、その期間必要なサービスがあれば、ほかの利用をしていただくとか、通所利用者さんが困らないような対応をさせていただく、準備をしておりました。特に、利用者さんの連絡確認をして状況確認を図っておりました。

○青山委員 事によっては、利用者さんのほうから、ちょっと家に来て、介護の手伝いをしてくるといようなことで、訪問的なものというのはいずれとったんですか。

○藤森備前さつき苑事務長 訪問はしておりませんでした。ただ、ケアマネさんがおられますので、利用者さんには、ケアマネさんのほうに報告させていただいて、ケアマネさんに対応をお願いするというような状況でございました。

○青山委員 最後ですけど、それで何かもっとこうしてほしいとか、不満の声とか、そういった

ようなものは聞かれていませんか。

○藤森備前さつき苑事務長 それも含めまして、利用者さんのケアマネさんに相談しながら、利用できるサービス等を検討していただくような状況でございました。

○中西委員 コロナの前から感染対策のマニュアルがあったと、コロナを通じてその感染対策のマニュアルがもう少し手直しをされたかどうか。例えば12月の委員会の中で、さつき苑の入所に当たっては抗原抗体の検査だと、だけど私はPCRをするべきだろうと申しましたが、例えばそのあたりなんかは、今回のコロナを受けてマニュアルなんかの変更とかはあったんでしょうか。あるいは、職員を守るべき、ガウンを使うとか、あるいはフェースシールドなんかも使うんかどうか。そのあたりは、このコロナの感染を受けて対応が変わっているのかどうか。

○藤森備前さつき苑事務長 先ほどの中西委員の御質問についてなんですけども、さつき苑のほうは1月12日をもって収束となりました。現在、職員等も協議しながら、今後の感染マニュアル等の見直しを行っているような状況でございます。

このたび岡山県クラスター対策班が当苑に来院されまして、いろんな御指摘、対策等も指導いただきました。その中で、当然、ガウン、フェースシールドをそういう感染の疑わしい方には装着するというような話もお聞きしましたし、当然今、より感染を防ぐようなN95というマスク、普通のマスクよりも、サージカルマスクよりもそちらに切り替えて対応するとか、いろんな指示をいただきましたので、その辺を含めて今後の感染に生かしていきたいと思っております。

あと、入所につきましては、新規入所等につきましては、PCR検査を受けて、その結果を見えるような方向で今話を進めているような状況でございます。

○中西委員 12月の委員会の中では、さつき苑も結局、隣に備前病院があるんで、そういう意味では医師の指導の下でやっているというような感じの御答弁だったんだらうと私は思っているんですけど、やっぱりそういったマニュアルが大変不十分だったというのが、クラスター班の御指摘だったんだと思うんですよ。

これだけ感染が広がって、あるいはクラスターが発生している中で、自らの施設が感染のクラスターを経験しないとそういうマニュアルができないというのは、私はどういうところに問題があるのかなという感じを今受けているんです。

それにはドクターも入って、恐らくそういうものが作られているんでしょうけども、クラスター班が入ってこないといけないというのはどういうことなのかなというのが疑問なんですけど、それはどうなんでしょうか。

○藤森備前さつき苑事務長 クラスター班からは指摘というか、御指導いただいた件なんですけども、それまで当然、サージカルマスクとかも対応させていただいたんですけども、より強固なマスクの指示とか、あと特にクラスター班から言われたことにつきましては、まず職員間の負担を減らすようなことを指導があったというような状況でして、ガウンとかその辺は今までどおり使っていて、職員間などの負担を減らすようなことが主な指導ということでありました。

備前病院の医師等の指示にも従いながら、感染対策を施していただいたわけですが、クラスター対策班から言われたことにつきましては、そういう新たな職員の負担を減らすことということを主に指導いただいたような次第でございます。

○**中西委員** 休憩前の委員会の中でも、クラスター班は、県の保健所から勝手にやってくるものではないと。こちらのほうから要請をして初めて、クラスター班が来るというお話でしたけども、こちらが呼び出した理由は何なんでしょうか。

○**藤森備前さつき苑事務長** お呼びした理由は、現状を確認していただいて、さつき苑では気づかないような専門的な指導等を受けられたらというような状況もありまして、お呼びした次第でございます。

○**中西委員** 私も一抹の不安が残るところです。こういった大きなクラスターが起こったわけですから、これをまた教訓に感染対策あるいは職員の動きも含めて、そういうマニュアルは新たにやっぱり作っていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

○**立川委員** 今、さつき苑の話が出たんで、不思議だったんですが、さつき苑の施設長はドクターですよ。

○**藤森備前さつき苑事務長** 備前病院の院長でございます。

○**立川委員** 備前病院の院長が施設長なんで、中西委員が言われたように一抹の不安を覚えんでもないんですけど、しっかりドクターの指導もあったでしょうし、守れていなかったのかなという気はしてしょうがないんですけど、おっしゃったようにN95のマスクなんかしたら1時間仕事できませんよね。そういった指導を受けても、どうしようもないように思うんですけど、しっかりドクターとお話をしながら、クラスター班の意見は参考にして、やはり現場に沿った対応をしていたらと思いますが、どうでしょうか。

○**藤森備前さつき苑事務長** 委員のおっしゃるとおり、今後も現場等の意見を確認、現場等とも協議しながら、感染対策を進めてまいりたいと思っております。

○**立川委員** 備前病院の院長先生もしっかりお願いをして、対応していただきたいと思います。

吉永病院のほうのクラスターなんですけど、患者さんの症状はどの程度なのか、軽症なのか中等なのかという部分と、職員さんの症状も併せて御報告いただけたらと思います。

○**尾崎病院総括事務長** まず、職員ですが、いずれの職員も軽症で、既に回復をしております。患者様なんですけど、もともとちょっと状態のよくない方もいらっしゃったことはいらっしゃったんですが、コロナによる悪化ということはなく、皆さん現在は回復されております。コロナに対しての重症という認定をされる患者さんは一人もいらっしゃいませんでした。

○**立川委員** 本当に何よりです。合併症を併せれば分からないんですけど、比較的軽くと言ったら失礼ですが、軽症のうちに済んだよということで、これは職員さんの関係で、さっきおっしゃっていたんですけど、軽症で終わったんですけど、無症状その他の保菌者と言え言葉は悪いですけど、これは御家族とか周囲の方との関係、その辺について何か対策的なものはされていたん

でしょうか。

○尾崎病院総括事務長 職員に対しましては、家族も含めてですが、少しでも鼻水であったりとかせきであったりとか喉の違和感であったり、そういうものがある場合は、必ず出勤前に上司に報告して、上司の指示を仰いでから出勤するようにと徹底はしておりますが、そういうこともなかったということになるんだとは思いますが、こんな言い方もあれなんです、ちょっとおかしいなというぐらいで、どうしても仕事が忙しく、ほかに感染者も今、職員でも多い中で休むわけにいけないと思ってしまう使命感が強い職員が多いのかなとは常々感じております。

そういう報告が来るたびに、絶対にそれはしちゃいけないということは何度も口を酸っぱくして言っています。そういう感じで、職員には日々そういうことはお願いしているところであります。

○立川委員 おっしゃるとおりなんですけど、これは本当に1人休むと負担が増え、2人休むと負担が増大し、3人休むと私も休むというのが通例になっておるんですけど、医療関係では。これは本当にその辺のことで、多少のことならということで、使命感と今事務長はおっしゃいましたけど、ただそういうことで、施設もそうなんですけど、クラスターというのは外からの持込みが9割方、患者さんはうろうろできませんからということなんで、本当にそれをお願いするしかしょうがないんですけど、人員的には今足りているんですか。

○尾崎病院総括事務長 当然、このクラスターが起きた前後から、本当に職員もすごくお休みが多くて大変だった時期があったんですが、今はほぼほぼ回復して、皆戻ってきてくださっていますので、今のところ人員的には問題ない状況になっております。

○立川委員 吉永病院さんでは、事務職の方が発熱外来の体温計を持って駐車場をフェースガードして走り回っておられる光景が浮かぶんですが、違っていましたか。ナースさんと事務職の方、一緒になって駐車場を走り回っていますよね。

○尾崎病院総括事務長 事務のほうは、車の窓越しに保険証の撮影をさせていただいたり、あと預り金をさせていただくの、ちょっと出させていただいています、事務員が体温を測ったりということは今はしておりません。

ナースのほうは、薬をお渡ししたりだとかということで、患者様のお車のところまで行ったりしております。

○立川委員 何でかといいますと、やっぱり専門職以外の方、例えば今おっしゃったようにバイタルだけ取られる方にしても、やはり感染リスクが非常に高いし、事務員さんレベルでも感染を持ち込むということもあるので、その辺がちょっと気になってお尋ねをしてみました。

駐車場に止めていたら、あそこはコロナの発熱外来やなというのが分かるぐらい、皆さんあち行ったりこっち行ったりしておられるので、その方たちにも、特に医療現場といえ水際ですので、感染の予防にはしっかり気をつけてあげてください。これはお願いです。よろしくお願いします。

○西上委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項を終わらせたいと思います。

説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 20 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

○西上委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

教育庁からの報告事項をお願いいたします。

***** 報告事項（教育庁） *****

通学路の安全点検について御説明いたします。

○谷口小中一貫教育課長 通学路の交通安全に向けた取組を行うため、平成 26 年度から、岡山県、それから備前警察署、備前市役所内でも市民課や建設課といった関係機関と連携体制を構築し、備前市通学路交通安全プログラムを策定し、安全対策を図っております。

おおよそ 5 年に一度、合同点検を行うこととしておりますが、必要に応じてこのプログラムの内容の見直しを行っております。直近では、本年度の 11 月に、学校と先ほど述べました関係機関と共に合同点検を行いました。現在は、各部局に持ち帰りまして、その対応について検討をしておる最中です。

2 月中には、会議を行い、そこで調整を行い、3 月中には、その結果の一覧をホームページにて掲載する予定を考えております。

○立川委員 交通安全について、合同点検を 11 月にしたよと、2 月にはという御報告、御苦勞さまです。

私がこれをお聞きしたかったのは、通学路ということで、交通安全じゃなくて、そのときも申し上げたと思うんですけど、各学校から危険箇所等々申告をされているはずなんです。報告は上がっていますか、上がっていませんか。

○谷口小中一貫教育課長 交通安全プログラムに係ることについては、5 年に一度を大体の時期としておりますが、随時、緊急性の高いようなものにつきましては、学校からも御相談をいただいたりしておるところです。

○立川委員 学校からは、交通安全だけでなく危険箇所はここですよという報告を上げておりますとお聞きをしております。今、緊急性の高いものについてはということでしたけども、それについての対応、緊急性が高い、一例を挙げますと伊里小の通学路、伊里中を入れてすぐ信号からこっち、本会議でわあわあわあ言えれば何とかなるよと、そういう思いではなくて、学校から上がってきた場合は、通学路の安全確認ですから、通学時、8 時前後でしょうか、退校時、3 時前後でしょうかね、ぐらいの時間に教育委員会のほうも報告書を基に見に行って、現状どうかな。じゃこれはランク、レベル 4 ですよ、これはレベル 2 ですよ、じゃ 4 については緊急にや

りましょう、2についてはまた話をしながらやりましょう。そういったものがあるのかなと思って、大変期待を申し上げて、これをお尋ねしたんですが、そういう報告についてはランク分け、現地確認、それはできる体制にあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○谷口小中一貫教育課長 現場に、ケースに応じて見に行って確認というようなこともあります。小中一貫教育課でも、そういう御相談いただいた場合は、関係課にも連絡を取り合いまして、対策について協議をしておるようにしております。

○立川委員 一例で申し上げましたが、伊里の小学校の通学路についてはそういうことがございました。ということは、議員なり、地元なり、その辺がわあわあ言って初めて動くのかなと。それでは困るなという思いで、各学校から上がっていると先ほどおっしゃいました。学校現場に聞いても報告をお願いしておりますということもお聞きをしております。ならば、その対応はなぜできないのかということで、前回通学路の安全点検についてを次回御報告をという思いで申し上げたんですが、今の場合ですと、交通安全に特化されて、各種団体と11月にされたよと。これも本当にありがたいことなんですけど、そういった現場の生の声を対応する方法、マニュアル、その辺について確立したものがあるのかどうか、再度お伺いをしておきたいと思います。

○谷口小中一貫教育課長 マニュアルというような形で設定してあるのは、この備前市通学路交通安全プログラムというものについてとなります。それ以外のものにつきましては、臨機応変に関係課とも連携を取りながら、どういうことができるかということを考えていくというような流れになっております。

○立川委員 もうこれ以上申し上げませんが、再度申し上げておきます。次回の委員会までに、各学校から危険箇所として報告の上がっている分の一覧表を作成いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○谷口小中一貫教育課長 通学路の危険箇所につきましては、今、学校のほうから、こういうところの改善を望みたいというような声を合同点検等で確認をしておりますので、そちらの資料がまとまり次第、また報告をさせていただけたらと思います。

○立川委員 またお願いするようで申し訳ないんですが、おっしゃったように、交通安全プログラムでされたのは、それはそれでありがとうございますと。それについては、2月中にまとめて御報告いただけるということだったので、それとは別で、学校から、学校現場から、保護者から教育委員会さんに危険箇所はこうですよ、報告は上がっていると思いますので、その分について明細を御報告いただけたらという思いでお伝えをしておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○石原教育振興部長 先ほど課長から答弁申し上げております合同点検などにつきましては、ある程度スケジュールを決めて動いております。そのスケジュール以外でも、要望等が出てきているということも当然あると思いますので、その合同点検のみではなく、学校から通常どうにかならんだろうかというようなお話も含めての今の御指摘かと理解をしておりますので、それらを含めたものを御提示させていただきたいと考えております。

○立川委員 含めてではなくて、皆さんで先ほど言った合同点検された分は分として2月にまとめられるでしょうから、それに追加する必要はありませんので、今お願いした分の学校から、この辺ちょっと何とかありませんかと、この辺ちょっと危ないんですよという報告は上がっている分の一覧をいただけたらと思いますが、そういう御理解をいただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○石原教育振興部長 そのように理解をさせていただいております。御提示を準備したいと思います。

○西上委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次の案件に移らせていただきます。

ADHDへの対応についての御報告をお願いいたします。

○谷口小中一貫教育課長 先日、文部科学省が実施いたしました通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査結果によりますと、公立小・中学校の通常学級に在籍する児童・生徒で、知的発達に遅れはないものの、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた子供の割合が8.8%であるということが分かりました。

この調査を受け、先月の厚生文教委員会で、児童発達支援士を活用した改善を図ることについて検討するよう、いただきました。

今回は、学校の現状にも触れながらお伝えできたらと考えております。

本市におきましても、通常学級に在籍する児童・生徒において発達障害の可能性も含め特別な支援を要する子供は在籍しております。

学校では、まず通常学級、特別支援学級にかかわらず、特別な支援を要する子供がいることを念頭に、積極的に個々の実態を把握するようにしています。そして、個別の支援や指導に係る計画を作成し、教職員全体で共有するとともに、家庭や必要に応じて関係機関との連携協力の下、個々に応じた適切な支援や指導につなげていくよう努めています。

校内の体制も、担任だけでなく、特別支援コーディネーターの教員を校務分掌に位置づけ、校内全体の特別支援教育をコーディネートし、推進に努めています。この特別支援コーディネーターの教員を中心に、教員と教育支援員がチームを組み、教職員全体で個々のケースを把握し、子供たちの個々の計画に基づきながら、組織的で適切な関わりができるよう努めておるところです。

あわせて、教職員の専門性の向上が欠かせないことから、教職員は特別支援教育についての研修にも取り組み、専門性を高めております。

また、必要に応じて特別支援学校とも連携し、子供たちのみとりを行うとともに、支援や指導の在り方についても指導・助言をいただく機会も設け、充実を図っているところです。

児童発達支援士は、発達障害児の能力を引き出し、自立へ導くことを趣旨とした民間資格で

す。療育の施設など特別な支援を要する子供と接する職業や、子育てにおいても有意義な資格であると思われます。

学校現場での活用も有意義であると思われますが、先ほど述べましたとおり、学校でも関係機関とも必要に応じて連携しながら、特別支援コーディネーターの教員を中心に、教員と教育支援員も含めた全教職員で組織的に特別な支援を要する子供を把握し、子供にとって適切な支援や指導となるよう努めております。

まずは、この取組が徹底できるように、また教職員の個々の専門性を高めていくことで子供たちに還元できるように、市教委としても努めてまいりたいと考えております。情報提供をこのたびいただきまして、ありがとうございました。

○立川委員 ちょっとお願いしたデータ数字と多少違うような気はするんですけど、取組については大変評価をさせていただきたいと思います。そうした中なんです、スペシャリストの配置、おっしゃったコーディネーターですね、どの程度配置されるのか。また、セラピストについてもどの程度の配置を考えておられるのか教えてください。

○谷口小中一貫教育課長 特別支援コーディネーターにつきましては、各校にそれぞれ教員がそういう役割を担っております。担った教員がおります。

教育支援員さんの数につきましては、小・中合わせて33名、今年度は配置しており、教職員全体で子供たちと関わりを持ちながら適切な支援となるように努めておるところです。

○立川委員 今おっしゃったように、通常学級と特別支援までいかない支援が要る、先ほどの統計では10人に1人、100人に8人という御報告だったんですが、通常5人に1人はいるだろうということで、各方面からは見ておられるそうですが、非常にデリケートな部門になりますので、本人プラス保護者にとっても、やはり特別支援が必要よと言えばちょっとというふうなところもあるでしょうし、学校へ行けないのにどうしたらいいだろうと、注意欠如の分、それから多動性の面を考えても、非常にデリケートなところがあるので、その辺は慎重に対応いただいて、子供は宝ですから、くれぐれもその辺の御配慮をいただけたらと思うんですが、どうでしょうか。保護者のフォロー的なものもあるんでしょうか。

○谷口小中一貫教育課長 学校での支援、指導の方針を保護者の方とも共有しながら、子供にとってどういう関わりが適切なのかというところは、常に見直しを行いながら取り組んでおるところです。

また、必要に応じては、療育と学校との連携といったようなところも、今図りながら切れ目のないような支援になるように努めておるところです。

○中西委員 日本は障害者の権利条約を締結していると。何年かごとに、日本の障害者の権利がどうなのかというレポートが出されていて、その中で国連の障害者の権利条約に基づいて、日本の障害児の支援学校については廃止をすべきだと。普通教育の中で教育を受けられるようにすべきだという意見が出ているわけですが、かつて、昔は障害児、障害者の方は教育を免除され

ているという状況があったわけですけど、現在は、教育を受ける権利があるということで支援学校なんかが設けられているわけですけど、国連レベルでは、もっと一般教育の中でそれは行われるべきだという御意見なわけです。今回はADHDの対応ですけども、果たして今の教員の体制の中でそういうことが可能なかどうか。今回のADHDに限ってですけども、要は教科の勉強だけではなくて、生活も含めた広い教育が必要なのかなと私は思っているんですけど、少人数学級になってきている備前市の教育現場においても、それでも今の教員の数でやれるのかどうか。その御意見は一度伺いをしておきたいなと思います。

○谷口小中一貫教育課長 今の教員の数で本当に多岐にわたったニーズに応えられるかというところの御趣旨だったかと思います。

学校からも要望をいただきながら、市教委としても、どういう形が一番適切かというのを考えて配置に努めてまいりたいと思います。

○西上委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

令和4年12月16日付、教育振興部通知についての御報告をお願いいたします。

○石原教育振興部長 さきの定例会期中の委員会の中においても様々な御意見もいただいているところでございます。そういった中で、文書を発出したことについての反響についての報告を委員会だと事務局から伺っております。まずは、その点について担当課長から御報告をさせていただきたいと思います。

○竹林教育総務課長 それでは、令和4年12月16日付通知のうち、給食費・学用品費の取扱いに係る部分、教育総務課から問合せの状況について報告いたします。

昨日までで、電話での問合せが全部で30件ございました。うち、通知内容の確認が14件、制度そのものに対します反対とかそういった内容の趣旨の電話が16件でございます。

内容の確認としての問合せ、主なものは世帯全員となっているが、例えば県外にいる子供とか成人した子供ですとか、祖父母がいるが施設に入所しているがどうしたらいいのかといった、そういった確認のお電話が多かったように記録されております。

また、反対、抗議としての主な内容につきましては、任意であるはずのカード取得が無償化の条件になるというのはどうかといった内容のものでございます。主に反対、抗議の電話につきましては16件でございますが、その中には市外からの電話ですとか、該当になる保護者以外の方からの電話も含めてになります。

○竹林幼児教育課長 同じく、同日付で発出いたしました保育料の関係につきましてですが、こちらについても電話による問合せ等が、12月16日以降、年内を中心にごございました。件数としては13件となっております。

内訳としまして、文書の内容に関するものの確認につきましては8件、その他、その実施に対しての否定的な御意見というものが5件程度ということになっております。

主な内容につきましては、先ほどの教育総務課とほぼ同じような内容となっております。

○中西委員 この文書について、1つは、総務省あるいは文科省から問合せがありましたか。

○石原教育振興部長 1つ確認なんですけど、私どもが昨年12月16日付で発出した文書について、国から何かそれに関しての通知などが来ているかというお尋ねでよろしいのでしょうか。

○中西委員 この12月16日付の通知について、総務省あるいは文科省から問合せあるいは調査が来ているかどうか、来ていなければいいんです。

○石原教育振興部長 はい、何も届いてはおりません。(P28追加答弁あり)

○中西委員 この件は、実はネットでは、特にツイッターのところで見ますと炎上していると言ったのいいかなと。どの程度が炎上と言うのかというのはありますが、結構話題を持っていると。その中でも、保護者の方が教育委員会とのやり取りをツイッターの中に上げておられるというのには御承知でしょうか。

○竹林教育総務課長 ツイッター上でのコメントのようなものがあります。その事実につきましては私も目にはしておりますが、どこのどなたがおっしゃっているような話かはちょっとよく分かりません。見たことはございます。

○中西委員 それから、市外の方が問合せに来ているというお話がありましたけども、私も実は市外の方と話をする機会がありました。その人がおっしゃるのは、備前市のようなことが、私の町で行われたら私は困るということでお電話をしたとおっしゃっておられました。だから、備前市の方も心配をしておられるんですけども、市外の方ももし同じようなことをされたら困るとおっしゃって、備前市のようなことが、私の住んでいる町で行われたら大変困りますということでお電話をしましたとおっしゃっておられました。

私はそれはごもっともだと思います。何か、市外の方が電話をしてくるのが問題があるのでしょうか。

○石原教育振興部長 特に問題があるというふうな趣旨の報告を課長が申し上げたという、私どもの見解ではございません。そういった、市外の方からもお問合せが入っているということの事実を報告させていただいたと、私どもとしては捉えているところでございます。

○中西委員 ということは、やはり反響が大きかったと理解をしています。

市内だけでなく市外の方もそういうものに反応したというのは、やっぱり関心が高い。特に、備前市は子育て支援に大変力を入れておられるという町にもかかわらずというお話を聞くことができました。本当にそういう意味では残念だというお話でありました。

あと、これについては、市としても見解を変えることがないと思ってよろしいでしょうか。

○石原教育振興部長 現在のところ、方針を変えるであるとか撤回するということに関しては、そういったことはございません。

○中西委員 方針を変える、撤回することはないというのが教育庁の見解だということで理解してよろしいですか。

○石原教育振興部長 はい。補足をさせていただくのであれば、これは備前市全体の方針、方向性、考え方であると。こういうふうな考え方に基づいて、一部局である教育庁部門、部局としてこのような方針を12月16日に発出しているという理解でございます。

○中西委員 それから、先ほどの問合せの中にありました施設入所中の方、この方もやはりマイナンバーカードの取得が必要なんでしょうか。

○石原教育振興部長 様々な問合せをいただく中で、普通にそういうお問合せを聞いて、なるほど、そういうところは非常に時間がかかるであるとか、なかなか実際に申請行為をしようとしても難しい場面というものが様々あるなということは、非常に私どもとしても十分理解ができる場所とっております。

つまり、何らかの形で、そういうふうな場合においては免除の対象になるとか、免除の期間が設けられるであるとか、そういう取得をしたいとしても今すぐにそれがなかなか実現が難しいという場合においては、そういう免除規定などを盛り込んでいく、そういったことを今事務局では検討しているというところでございます。

○中西委員 12月16日付の通知は撤回しないと、変更しないと、しかし今のお話だと免除規定は盛り込むと。いつになったらその文書が出てくるんですか。既に12月16日付で出ているわけですから、もう既存の事実で出ているわけです。これから免除規定を設けますというて。

○石原教育振興部長 この免除規定についての考え方といいますか、さきの定例会中の厚生文教委員会でもそういったことは考えられないんですかといった委員さんからの御意見等もございました。そういった御意見等を含めて、実際にお電話の中でも、こういった場合はどうなんだろうかというようなお問合せが入っております。

12月16日付の文書の中にも、この詳細な点については後刻お知らせをするという旨の記載もしておりますので、実際にじゃあどうしたらいいんですかと、来年度からとはいつ、何かすぐに申請をしなければならないことがありますかと、そのような問合せも入ってきておりますので、繰り返しになりますけれども、そのような手続についてのお知らせ、御連絡なども早期に御提示ができるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○中西委員 例えば施設入所の人はどうなるんですか。

○石原教育振興部長 施設と申しましても様々な、一律的に対応が一緒であるかどうかというところ、それから会いたくてもなかなか会いに行けないでありますとか、そういった制限がかかっているということも考えたときに、まずは実態をいろいろとお聞きしながら、現実的な対応に落とし込み、制度設計ということを念頭に置いて考えていきたいと思っております。

○中西委員 現実的な対応をしたいと、どういうふうに対応されるんですか。

○石原教育振興部長 現実的に、寄り添ったような対応ということができればいいのではないかと考えております。

○中西委員 言質を取られるようなことを言わないようにするというような答弁は私はやめてい

ただきたい。はっきり、施設入所の人はどうするんかと、例えばその認知の人であつたり、あるいは午前中の厚生委員会の中でもありましたけども、その施設の中に入っていくことができない、会えない人たちだっているわけです。その会えない人の意思の確認も、勝手に家族の人がやっていていいということにはならないでしょう。

○石原教育振興部長 もうまさに委員おっしゃられるとおりだと私は考えておりますので、取るうにも取れない場合、いろいろなケースが、当然、施設入所で、お会いしようにも、お話ししようにもなかなか困難なケースというのは十分考えられると思いますので、そこを取っていないからといって一律的にもう駄目ですよと、そういうふうな考え方を私どもは持っておりませんので、そういう点での現実的な考え方に基づいてと今申し上げているところでございます。

具体的にいろんなケースというものがケース・バイ・ケースで出てくるのではないかなとも思いますし、誰がどう考えても、取得しようにも本当にどうしたらいいんでしょうかと、10人が10人も悩み込んでしまうような場合については、それは現実的な対応というものが考えられると思います。

ただ、規則規定、制度設計づくりの中で、どういったケースにどこまで対応し切れるか、想定を超える場合もあるのかもしれませんが、そういったことに対応できるような制度を今検討しているというところでございます。

4月になって、いきなり皆さんが慌てられて、それでは困りますというようなことがないように、当然努めていかなければならないと思っておりますし、これは何も教育委員会のみのお話ではなく、備前市全体としての取組の中での対応が求められているのではないかなと私は思っております。そういう趣旨の下での答弁と理解をしていただけたらと思います。

○中西委員 私は、任意のマイナンバーカードであるものを強制的なひもづけにしてしまうということ自体が現実的でない話だと思うわけです。そういう点では、12月16日付の教育振興部の通知をやはり撤回することが一番大切な根底にあることだと思います。

なおかつ、教育長も教育部長も認められる施設入所だとか、あるいは面会ができない病院へ入院中だとか、あるいは、私は、ゼロ歳、1歳の子の意思をどう判断するのか、それは親権の問題があるとは思いますが、そこまで強制するということが自体の差別を教育の中に持ち込むということ自体が、教育庁として問題だと指摘をしておきたいというふうに思います。

○西上委員長 暫時休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 再開

○西上委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○石原教育振興部長 先ほど午前中の委員会の中で中西委員よりお尋ねのありました12月16日付の文書に関して、国などからの問合せがありませんかという問いに対して、ございませんとお答えを申し上げておりました。

まさに、午前中の委員会が始まるかというとき、それから始まった最中に、2つ連絡が入っておりました。これは、ともに電話連絡でございます。

まず1つ目は、岡山県教育庁保健体育課から連絡が入っております。

概要を申しますと、令和4年12月16日付で備前市から出されている令和5年度の給食費・学用品費・保育料の無償化の条件とする文書について、文部科学省が、マイナンバーカードを無償化の条件としていることについて大丈夫なのかどうか、こういった経緯でそのようになったのかをメールで回答していただきたいという電話連絡が入ったのが1つです。

もう一つは、総務省から連絡がありました。共産党の国会議員から、令和4年12月16日付で備前市から出ている文書について、総務省としての見解を聞かれています。総務省としては、自治体が決めることなので特に意見はしない方針だが、文書内容を把握する必要があるので文書をメールで欲しいということでの連絡が入っておりました。

委員会中とはいえ、こういった連絡が入っているということで、御発言の許可をいただきました。

○中西委員 今日の教育庁のお話も含めて、文科省、総務省にはお話をさせていただきたいというふうに思います。

あわせて、新聞社からの問合せはありますか。

○竹林教育総務課長 広聴広報課経由で毎日新聞からお問合せがございまして、概要についてお伝えをしているところでございます。

○青山委員 確認なんですけど、石原部長が当初説明されたときに、これは庁舎全体での統一した見解のような、マイナンバーカード取得に関して家族全員というふうなことも含めて、推進していくというお話だったと思うんですけど、その前に市民課のほうで、マイナンバーカードを取得した者で平成16年4月2日以降に生まれた市民に5,000ポイントを追加するというところで、質問させていただいたら、家族全員でなければならないというふうなことは庁舎全体の統一したものではない、教育庁の出されたことについても、これは教育庁のほうで判断されて、されたものだというふうな内容の御回答をいただいたんですが、これについてはどういうことなんでしょうか。

○石原教育振興部長 私どもの理解といたしましては、まず備前市のマイナンバーカード取得100%を目指して、目標に掲げて市職員全体でということですね、全部局でその目標に邁進をしていくと。なぜならば、国からの補助金、交付金などについてもいろいろ報道がされておりますように、自治体として、最終的には市民に対しての還元が不利益なことになってはいけないということから、国が進めているマイナンバーカード、全国民にということで進められている事業に対して、備前市としても100%を実現するんだということは、部局を問わず方針として打ち出されているところでございます。

それを受けて、午前中にも答弁申し上げておりますとおり、教育委員会としても様々な無償化

の取組を行っております。これは、市長を先頭に備前市全体で取り組んでいく事業の中で、誰もが何もなく無償化の恩恵にあずかれるのかと、そういう考え方では困りますと。そうではなくて、令和5年度から今の令和4年度まで行ってきた無償化事業については考え方を再構築する旨の文書が12月16日の文書、お知らせ文でございます。

つまりは、無償化ありきではなく、マイナンバーカードの取得を推進していく上で、取得をされている方が無償化の対象として免除、本来は保護者の方々からかかる費用というものをいただかなければならないと。ただ、そういう考え方に方針を変えていきますと。

そういった中で、マイナンバーカードを取得されていらっしゃる方は免除の対象になりますということをお知らせしているというところでございます。

私どもとしては、教育委員会がそのことを勝手に決めたと捉えていただくというのは非常に誤解がありますので、そのことは強く否定をさせていただきたいと思います。

まずもって、備前市の方針として、マイナンバーカードについての取組方針に基づいて、教育委員会としても様々な無償化の考え方については再構築すべきであろうというようなお話も市全体の中で議論を行っているところでございます。

繰り返しになりますが、12月に出した方針というものは、現状変わる予定はございません。

しかしながら、12月の委員会でいろいろなお話が出ていた点、午前中も免除に関してのお話、そういったことも検討を進めているところでございます。

私ども教育委員会としては、市の方針に沿った考え方に基づいて、徹頭徹尾、最初から考え方を貫き通すということが市としての方針であると理解をしておりますので、それに基づいた考え方であるということでございます。

○青山委員 午前中で、市民課のほうにもお伺いしたら、これは全体の方針、マイナンバーカード取得100%を目指すというところはそうなのかもしれないですけど、手法として家族全員がマイナンバーカードを取得していなければいけないんだということじゃないということで、市民課のほうはそれを条件に入れていないというお話だったと思います。

それで、無償化をするという、そもそも目的というものと、それからマイナンバーカードを家族全員が取得していなければいけない、取得していない、あるいは任意であるので、またいろいろな問題も含んでいるだろうから取得をためらっている、あるいはもうしたくないという人もおられます。

そういう人に対して、不平等が起こるんじゃないかということを懸念する声も聞きます。かえって、こういう条件にしているんで、もう取得をしたくないと言われる方もおられました。

土器委員が言われたようなことを例に取って言いましたけど、もうちょっと取得をするためのアナウンスというのを、目的であるとか、あるいはメリットであるとか、あるいは様々な問題点についての回答を出しながらやっていかれるというのが、私は真つ当な方法じゃないかなと思っておりますので、マイナンバーカード取得が人質のように取られてやられているということに

ついて、私はちょっと不安を感じます。

○石原教育振興部長 御意見ありがとうございます。そのような市民からのお声というものも、私も直接そういった電話の内容というものも確認はさせていただいております。御不安であったり懸念であったり、様々な御意見をいただいていると思っております。

12月16日の段階におきましては、現在はマイナンバーカード取得申請をする期限、ポイントが付与される期限というのが12月末でございました。あの文書を発出した後に、2か月延長になりますと、こういう報道もされております。

それから、備前市でも新たなポイントのお話も出てきておりますので、12月16日、まさにその日に厚生文教委員会で委員の皆様方から御意見をいただきました内容も含め、丁寧な情報発信、もちろん制度が、どのように手続を進めていくようになるんですかといったことも、丁寧な周知ということを中心を心がけていかなければならないと思っております。

そういうことで、今後何もしないというわけではございません。詳細については、後日ということも文書のほうでうたっておりますので、真意が伝わっていくように努めてまいらなければならないと思います。

それから、せんだっても、国も子育て事業については非常に強く政策を打ち出していく報道の中で、やはりカードを持っていच्छる方、口座のひもづけになりますけれども、やはり素早いスピーディーな給付ということも盛り込まれておりましたので、そのためにもデジタル社会の到来に備えてのマイナンバーカードの取得というのも、国の施策の重要な一つだろうと捉えておりますので、そういったところを丁寧に市民の方々にも周知をしていった上で、いろいろな施策についても御理解をいただき、マイナンバーカードの取得につながっていただけるように努めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○青山委員 スピーディーにこしたことはないのかもしれないですけど、それによってもうちょっと熟慮したほうがよかったとか、市民あるいは我々議員の意見も聞いてくださるという流れの中でやっていただきたいと思います。

○立川委員 この問題は、この前お話をしたら、これは報告ですというお話で引っ込めたんですけど、先ほどおっしゃいましたようなマイナンバーカードの取得を目的とするという文書はちょっとということで、お話をさせてもらったんですが、新規事業の概要という中に、部長が先ほどおっしゃったように条件としますよという御説明がなかったように思うんですけど、その点はいかがですか。

○石原教育振興部長 申し訳ございません。ちょっと聞き逃しましたので、いま一度、御質問お願いできたらと思います。

○立川委員 予算のほうで、新規事業の概要ということで冊子を出していただいております。その中で、今回のこの分の費用について、これはマイナンバーカード取得の条件としますという説明がなかったように思うんですけど、されましたかという質問でございます。

○石原教育振興部長 大変失礼をいたしました。新規事業についての説明資料につきましては、令和5年度の当初予算の中での新規事業ということになろうかと思っております。

今後、次期定例会において、当初予算の提案に際しての新しい令和5年度での無償化事業の中での新規事業ということでの説明資料を上げさせていただくようになろうかと思っております。

○立川委員 今おっしゃいましたような条件、免責要綱、いろんなものが出てくると思うんですけど、先ほど直接電話があった件数についてはお聞きをしました。配付方法は、各学校単位へ教育委員会が持っていかれたんでしょうか。それとも、資料、データだけ送って各学校でプリントして配りなさいという方法を取られたんでしょうか。

○竹林教育総務課長 文書につきましては、教育総務課で印刷して、封筒に入れて個別に作成したものを必要部数学校にお渡しして、お持ち帰りいただいたということでございます。

○立川委員 その際、学校へは何か指示をされましたでしょうか。配つときなさいということで、封書に入れたその文書をお渡しされたんでしょうか。

○竹林教育総務課長 教育委員会から各保護者様宛ての文書をお持ち帰り、児童・生徒に持って帰っていただいてくださいというお願いをしております。

○立川委員 こども園さん、保育園の分も一緒ですか。

○竹林幼児教育課長 こども園、保育園につきましてもこちらで印刷いたしたものを園を経由して、保護者へお渡ししていただいております。

○立川委員 保護者のほうへ教育委員会さんが配られたんですか。園を通じて保護者に渡したと、そういうことですか。

○竹林幼児教育課長 保護者の方がお迎えに来られますので、そのときに園を通じてお渡しさせていただいております。

○立川委員 ということは、学校はその文書を把握していないんでしょうか。把握はされておるんでしょうか。全く見ていないという、今のお話ですと、教育委員会が印刷して封筒に入れて配りなさいということで、各学校、こども園、幼稚園に配られたということですね。

○石原教育振興部長 学校園につきましては、これを児童・生徒、それからもしくはお迎えに来られた保護者の方にはお渡しをしてくださいということで、お渡しをお願いしております。

文書の中身については、問われれば、こういう内容の趣旨の文書ですと、ただ問合せ先は当然学校ではございませんと、それぞれの担当課の問合せ先を付しておりますので、もし仮にこの件で学校にお問合せがあったとしても、それは文面を見ていただければ問合せ先がありますので、そちらへお願いしますということを述べております学校もあります。

学校によっては、事務連絡でお持ち帰ってくださいと、一報は入れさせてもらっておりますけれども、こういうことを16日の日に児童・生徒にお渡ししてくださいと、園を通じてお迎えに来られた保護者の方にお渡しをしてくださいと、問合せについては担当課にお願いしますということでの周知であると捉えております。

○立川委員 それって何かおかしいなと思われることはないですわね。こんなことを言うて失礼なんですけど、昨年の今頃に、似たような事件がございましたね。教育長名で出された文書を封筒に入れたまま該当者に渡してくれと。お忘れですわね、卒業式の御案内ですね。最初、案内いたしませんとお聞きしておりましたら、ある日突然、教育長名義で封筒に入ったやつが届きましたと。それをついつい思い出しました。

ということで、現場無視と言えば語弊がありますが、学校園は黙っておれと、わしのところがするんやから、これを配ったらええんやというふうに捉えられたらどうされますか。これは信頼の問題だと思うんですけど。

○石原教育振興部長 手続的なことに、最終的にはなります。その手続に関しての小・中学校での無償化については教育総務課が担当しております。こども園、保育園に関しましては、幼児教育課が担当部局になります。そういった観点からも、担当部署に問合せをしていただくことが適切であろうという点が1つ。

それから、委員御指摘の点については、この取組自体についてのお尋ねであろうかと思いますが、これはもう繰り返しにはなりますけれども、備前市全体での取組方針に基づいてのお知らせが12月16日付であったということでございますので、現場の方々に御迷惑をおかけするわけにはもちろんいきませんし、もし保護者の方の御不安などが、対応すべきは担当課であろうと思います。当然、学校からも問合せがあれば、教育委員会で発出している文書でございますので、その考え方についてはお問合せがあれば当然お話をさせていただいております。

最終的には、保護者の方々に、当然、子育ての支援事業として無償化に取り組んできた経緯もございますので、マイナンバーカードがなぜ関係するんですかと、そういったことについても、丁寧に後刻発出する文書の中にも盛り込んでいきたいと思っております。

委員からの御懸念につきましても、学校現場ともしっかりと連携をして対応していきたいと思っております。

○立川委員 我々は、学校現場にこれを送るから、こういうことなんで、皆さん持って帰ってくださいと、詳しいことは担当課に聞いてください、封筒に入っていますというお伝えをして、現場の学校園からお配りするんだろうと思っていました。

今、部長のお考えだと、言うてきたところには説明します。一貫して連携をして、うそでしょうという思いがやはり残ります。

こういう文書を出しますよ、詳細については担当部署に聞いてください。内容についてはこうですよ、校長先生や園長先生、よろしく願いいたしますというのが、私は筋のような気がするんですけど、学校に迷惑かけちゃいかんから自分のところだけでやります。内容は書いております。それって、本当に連携が図れていますか。信頼関係ができますか。

だから、似たようなことが昨年もありましたということを申し上げとるんです。学校現場、知らん顔して封筒だけ出しとけということになりますよ。これはもううちが出したんちゃう、教育

委員会が出したもののや、私ら知りませんという態度は怖いんじゃないですかということを申し上げようんですけど、その中身について云々は今もう申し上げません。部長は、はっきり言われましたんで、取下げをする必要ありませんと。

本来の目的等は私も絶対おかしいと思います。目的は子育ての一環ですというのが筋だと思います。教育委員会を出す文書としたら。この文書は企画課の文書だと思います。これは主観ですけど。

だから、学校現場、園現場とのコンセンサスが全くされないまま、いろんな文書が出されているんじゃないですかという危惧があるんです。

この件について学校の御意見を聞かれましたか。学校から、先ほどのお電話が14本ありました、16本ありました、30件ありましたということで、お聞きすると、学校園から教育委員会へこの件について問合せは何件ございましたか。何これと言われるのもひっくるめて、これはほんまに出してええんですか、これの内容は何ですかという連絡、確認、園、小・中、何件ほどございましたか。

○**竹林教育総務課長** 小・中学校につきましては特段そういったお問合せはございません。

○**竹林幼児教育課長** 何件ということは申し上げられませんが、文書を配付したときに、どういった内容かというようなことでのやり取りは何件かあったかと思います。

○**立川委員** 小・中学校、私も何件かお聞きをしてみました。前のことがあるから知らん顔して配るんですというお答えでした。これって信頼関係、残っていますか。連携できていますかという危惧が、本当にしてしょうがないんですよ。違うでしょう。子供たちのために、現場は現場なりに頑張っている、教育委員会さんもそれなりにと言ったら失礼ですけど、意思の疎通が全くできていないんじゃないかという懸念がするんですよ。

だから、こういう文書が大手を振って通って、無関心の方もいらっしゃったら、中西委員が言われたように、僕もネットを見ましたが、いろんな御意見ございます。あるところでは、何やこれということで、かなり声が上がったともお聞きしております。

やっていることが反対に出るようなことでは困るし、一番、本当に現場としっかり話をしてやっていただけませんか。こんな文書配るんで、ちょっと間に入って申し訳ないけどと、それ一言も言えませんか。今後もこういう姿勢を貫かれるつもりですか。

○**石原教育振興部長** 私どもの考え方としましては、繰り返しになりますが、現場の学校園、現場との連携を密にして様々なことに取り組んでいかなければならないと考えております。しかしながら、さきの12月の定例会の中での厚生文教委員会でも、大変厳しい御意見を委員の皆様方からいただいたと真摯に受け止めているところでございます。

至らぬ点がありましたら、気づいたところでしっかりと誠意ある対応をしていかなければならないと、反省の立場に立って答弁をしているところでございます。

先ほどもいただきました御意見をしっかりと受け止めまして、今後の取組につなげていきたいと

いう思いでございます。

○立川委員 本当にお願ひしますわ。だから、もっと現場の声、校長会でもいいじゃないですか、部長のところができなかったら私のところでやりますわ、委員長に頼んで。もっと現場の意見を、本当に声を聞いてあげてくださいよ。教育委員会のすることじゃ、私ら知らんという態度が一番困るじゃないですか。全ては子供たちのためでしょう。ぜひとも本当にあの現場の声を聞きながらやっていただきたいなと思います。

○中西委員 手紙で保護者の方へ送ったと、その手紙は封筒に入れていたと。封筒はのり付けをされたり、あるいはテープでとめてあったんですか。

○竹林教育総務課長 のり付けまではしておりません。

○中西委員 つまり、封筒開封のまま、しかしその封筒は個人名が書かれているわけですか。

○竹林教育総務課長 個人名は入っておりません。

○西上委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

学校行事、修学旅行、体育祭等の実施状況について御報告を願います。

○谷口小中一貫教育課長 修学旅行や体育祭といった学校行事の実施状況について報告いたします。

コロナ禍での学校行事の実施ということで、行事の内容そのものの見直しを行うとともに、感染症対策に気を配りながら企画をしておるところでございます。

修学旅行につきましては、ほぼ全校で実施することができました。体育祭や運動会については、全校で実施することができております。

○西上委員長 質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次は、イングリッシュキャンプの実施状況についての御報告を願います。

○草加教育振興部次長 イングリッシュキャンプの実施状況について、国際教育課から御報告いたします。

補正予算で事業予算をいただきましたこの事業、今年度3回の事業を計画しまして、うち2回が完了しております。概要を御説明いたします。

第1回目は、昨年10月29日と30日、日帰りでの連続2日間になります。八塔寺ふるさと館において、小学校5年生から中学校3年生までを対象として、応募があった参加者は7名ございました。

この事業の周知につきましては、全小・中学校にチラシの配布、また「広報びぜん」、市ホームページ、教育委員会フェイスブックでの広報に努めてまいりました。

それから、2回目につきましては、「テクノロジーキャンプ in English」と題しまして、昨年12月3日に、青少年教育センター関谷学校において開催をいたしました。

小・中学生12名の参加をいただき、ロボット製作、プログラミング等を体験していただきました。

残る第3回目につきましては、来月2月4日の土曜日に企画をし、周知広報につきましては同じような手法でやっておりますが、こちらにつきまして、1月20日を当初締切りにしていただきましたけれども、気候的な問題もしくは新型コロナウイルスの関係があり、年末から感染者が拡大をしていること、また会場が大多府ということで、ちょっと船の苦手な子供さんが敬遠をされているのかなということで、今現在、お申込みがあるのが昨日付で2名にとどまっております。

これにつきまして、3回いずれも、市内小・中学生ということで限定をしておりましたが、昨日、申込期間の延長とともに、市外の参加もできるように改めまして、市内の小・中学校に勤務の先生方のお子さんにも御参加いただけるように門戸を開きまして募集を継続しております。

○立川委員 1回目、2回目、7名と12名の参加者ということで、男女比、それから年齢が分かりましたら教えてください。

○草加教育振興部次長 第1回目につきまして、年齢は小学校5年生が2名、小学校6年生が1名、中学校1年生が2名、中学校2年生が2名、性別を記録したものが無いのですが、お名前から判断するに、ほとんどが女性でございました。

それから、第2回目につきましては、小学校3年生が3名、4年生が1名、5年生が5名、6年生が2名、中学校1年が1名、内訳につきましては、男子9名、女子3名でございました。

○立川委員 最初の1回目、女性ばかりと、2回目は男の子が9人で女の子が3人、年代も小学校3年、4年、中学校までで、2回目、1回目が5年生、6年生、ちょっと大きい学年、何かこれは傾向的に判断できることってありますか。

○草加教育振興部次長 第1回目は、小学校5年生からを対象にしておりました。ただ、それによつての応募が、小学校高学年、それから中学生が土日が忙しいような声も聞きましたので、2回目以降は小学校3年生からに拡大をしております。

それから、いずれも英語体験ではありますが、第1回目につきましては、新しい備前のお土産を英語で話し合つてそれをプレゼンテーションしようという事業で行いました。2回目につきましては、テクノロジーキャンプと御紹介をしましてとおり、ロボット製作、プログラミング、バーチャルリアリティー等、これはジェンダーのことでくくってしまうわけにはいかないんですけども、男の子のほうが興味がよりあるのかなという、そういうテーマで開催をしたことが原因ではないかと判断しております。

○立川委員 カリキュラムによって、志向で変わったのかなというところでよろしいですね。

参加された方のアンケートと言つたらおかしいですけど、感想とか、それで特にお伝えしておきたいとか、保護者のほうがありがたいとございましたとか、もう二度と来るかいとか、そんなお話があつたらちょっと聞かせてください。

○草加教育振興部次長 アンケートも各回取っております。その中で、英語を使つてみたい、キ

キャンプの間は英語を主に使うということで活動しますので、英語を使ってみたいという動機で申し込んだ方が多かったと回答をいただいております。

その中で、終わった結果、英語がもっとできるようになった、やりたいと思った方がほとんどでございました。

ただ、子供たち自身の反省として、単語の力、文法の力を強化して話せるようになりたい、積極的に話していきたいというような目標も持っていただけたように、第1回目のアンケートはなっております。

第2回目につきましても、同じように英語ができるようになりたい、使ってみたいという方、それからテクノロジーに興味があるからというような参加動機があったように、アンケートでは見えております。

中には、外国人と友達になりたい、コミュニケーションのために英語ができるようになりたいというような御意見もございましたので、御紹介させていただきます。

○立川委員 傾向的にはいいほうに受け止められたというところだと思いますが、これで動機づけはできたと思いますので、次のステップが大事じゃないかなと思いますので、いわゆるステップアップですね、その辺のフォローは何か考えておられるんですか。

○草加教育振興部次長 今年度、企画しております3つの事業につきまして、連携をして実施をしている団体がございます。その団体と、今後の事業展開について、意見交換なり議論をして、新しいメニューなりを考えていきたいと考えております。

○青山委員 英語しか使えないような状況の中でやられたんかなと思うんですけど、外国人の方はどのくらい参加されたんですか。

○草加教育振興部次長 参加者はいずれも日本人でございますが、スタッフとして市内小・中学校に通常勤務をしておりますALTを3名、第1回については入れております。

それから、第2回目につきましては、事業の実施主体というところがそもそも外国人の方がやってらっしゃる団体で、そこにつきましては実施主体自体がネイティブということになります。

○青山委員 2回目は、何名ぐらい外国人がおられたんですか。

○草加教育振興部次長 連携した団体合わせて3名が外国人でございました。

○青山委員 状況がよく分からないので、その人数が適当かどうかということは分からないんですが、導入段階からいろんな触れ合いの方法を取られながら、子供たちとALTの先生あるいはテクノロジーの団体の方とのコミュニケーションは取れていたんかなと思うんですけど、その後、この子供たちがコミュニケーションを取ったALTの先生あるいは外国のお手伝いいただいた方との交流とか、何か見られるようなことでもあったんですか。

○守屋国際教育推進部長 当日お願いをした外国人の先生方と参加した児童・生徒のキャンプ以後の交流が何かあったかというのは、そこまでは私どものほうでは把握はできかねております。

ただ、一番最初に、八塔寺ふるさと村で行ったのは、各学校に来ているALTの先生方でした

ので、中には、自分が通っている小学校のALTがいたという方が1人おりました。その小学校からはたしか2人参加者がおりましたので、この子たちは通常の学校生活の中でALTと人間関係を持つことは可能だったんじゃないかなと思っております。

○青山委員 私も、こういったイベントを10年ぐらいやった経験があるんですが、その中で、ALT、当初たくさん集まってくれてやりました。グループに分かれて、それで大体五、六人のグループの中に二、三人、ALTが入ってくれて、最初は導入段階で、ALTの国の遊びを教えて、次は、日本のいろんな文化を同行したスタッフ、保護者が教えるというようなことで交流をしました。その後も、手紙なんかのやり取りをしていた子供もおるように聞いています。

そういうことで、ちょっとやっぱりしっかり子供と触れ合える人数であるとか、あるいは仕掛けを今後ともしっかり考えて、その後も交流が持てるようになったらいいかなという思いがあります。よろしくお願いします。

○守屋国際教育推進部長 御意見は参考にさせていただきたいと思います。

このイングリッシュキャンプ実施の根底にあるのは、備前市の中で既に各学校ALT1名ずつ常勤で配置している、しかも英語の授業をチームティーチングという形で、他の自治体と比べて随分先行した英語教育を行っておりますので、今回のキャンプの一番のメインは、とにかく英語を使って何かを作らせる、英語を使って何かをさせるということで、次回何かあるときにはぜひ見学においでいただけたらと思うんですが、見事に参加した子供たちは英語を駆使してキャンプで行われるイベントに参加をしておりました。

もちろん、委員のおっしゃるとおり、一番最初には、名前を言ったり趣味を言ったりという自己紹介は、先生方と参加児童・生徒とお互い、我々も含めて英語で全てやりまして、後は、中身のほうにすぐ入って行って、本当に驚くぐらい英語を頑張って使おうという姿はかいま見ることができたんじゃないかなと思います。

○青山委員 また、案内があつて、都合がつくようだったら、行かせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○中西委員 先ほどのお話の中で、事業連携している団体があるということだったんですけども、どういう団体と事業連携をしておられるのでしょうか。

○草加教育振興部次長 第1回目につきましては、市内の特定非営利活動法人f. s a l o o nさんとタイアップして実施をしました。

それから、第2回目、それから次回開催予定の2回につきましては、倉敷市になりますが、AMAKIラボという、これまでもこういった活動をしておられるところとタイアップをしております。

○中西委員 そういうところがあるというのを私も初めて知りました。

3回目ですけども、参加の状況がよくないんで、期間を延ばして対象を広げると。対象は、本来は市内の子供たちだったんですけど、今回は小・中学校の先生方の子の、市外におられる

子供さんも対象に含めます。大変、柔軟な対応をしておられるわけですが、これはしかし募集をかけるに当たっては、ちょっと平等ではないような感じがするんですけども、市外の子である、なおかつ市内の小学校の先生方の子供さん、これはどう考えたらよろしいでしょう。

○守屋国際教育推進部長 現在のところまで2名という申込者数でしたので、10日前までに、1回目が7名でしたので、それに近い、それぐらいの人数が集まらなければ中止または延期ということも視野に入れております。

ただ、せっかく2名の子が申込みをしていただいているので、何とか7人ぐらいになれば、テクノロジーを英語を使ってやるという2回目とよく似たプログラムを大多府でやるんですけども、せっかく申し込んだ2名も参加ができるようになるので、身近なところで急遽お知らせをさせていただくということで、今回のような形になりました。

あまりそこまでの意識を持たないでやったものですから、次回からは注意して募集をかけたいと思っております。

○中西委員 私は、行政というのは公平であるというのが一番の大切なところだと思っているんです。これまで備前市もその公平さを守ってきているわけです。ところが、ここ1年ほど公平さが少し欠けてきている。つまり、スタートラインから差がついてしまうと、その情報を持っていない人たちと情報を与えられた人たちとは差が出てしまう。教育委員会が、2人の子供を大切にされるというのは私は大切なことだと思っているんですが、それは違った形での募集、参加者を増やすという努力のほうが適切ではないかなというような感じがしています。

やはり、今までの成果を出して、大変面白いものですよというところで子供たちに関心を持たせて、まだまだ関心を持っている子供たちはたくさんいるでしょうから、そこに声を掛けると。市外の子でなおかつ教員の子だけに絞るということになると、これは公平さを欠いてしまうのではないかという感じがします。

公平さの担保はやっぱり私は行政に求めたいと思います。

○石原教育振興部長 まず、しっかりと受け止めたいと思います。

先ほどの中西委員からの御指摘につきましては、今回の事業のみならず、備前市教育委員会、教育庁全体の取組に対しての御提言であると受け止めさせていただきました。先ほどの委員の御指摘にかなうよう、しっかりと公平性というものも視野に入れた取組を心がけてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○中西委員 何もありがたくはないんで、やはり教育委員会がどういう姿勢で臨むかと、私は基本的な立場の問題だと思うんです。その点で、やっぱりこの募集の仕方も、この募集の要綱ののっとって参加者を増やすというふうに努力をするという教育委員会の答弁がいただきたいと思います。

言葉をよく受け止めて何とかしますなんて、お茶を濁さない答弁をしていただきたいと思います。私は思います。

○石原教育振興部長 本日いただきました御指摘、御意見を踏まえて前向きに検討してまいりたいと思います。

○中西委員 私はもっと言いたいことがあるんですけども、しかしこの委員会も限られた時間ですので、これで発言を終わります。

○西上委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に参らせていただきます。

令和5年度備前市国際バカロレア教育推進計画についての御報告をお願いします。

○守屋国際教育推進部長 既に令和5年度備前市国際バカロレア（IB）教育推進計画という冊子をお渡しさせていただいております。それに沿って説明をさせていただきたいと思うんですが、時間も限られておりますので、まず3ページを御覧いただけたらと思います。

国際バカロレアという名称がここで出てきました。

まず、皆さんに御説明をさせていただこうと思うのが、この国際バカロレアというのは一体何なんだということから御説明をさせていただこうと思います。

3ページの2番のところに、国際バカロレアとは、国際バカロレア（IB）、これはインターナショナルバカロレアのIとBを取って、通称、私たちもIBというふうによく使う言葉であります。

国際バカロレアは、国際バカロレア機構が認定した教育プログラムを指します。国際バカロレア機構は、1968年にスイスのジュネーブに設立した非営利組織です。

（1）IBの創設目的。

子供たちが世界の複雑さを理解し、それに対処できるよう育成する。未来に対して責任ある行動を取るための態度及びスキルを子供たちに身につけさせる。国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保する。これが、IBの全体の創設の目的ですが、今日、皆さんにお話をさせていただくものについては、この3つ目の大学入学資格は関係のないプログラムの説明ということになります。

（2）IBの教育方針。

IBは、多様な文化の理解と尊重の精神を通じ、よりよい、より平和な世界を築くことに貢献する探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的としています。この目的のため、IBは、学校や政府、国際機関と協力しながら、チャレンジに満ちた国際教育プログラムと厳格な評価の仕組みの開発に取り組んでいます。

IBのプログラムは、世界各地で学ぶ児童・生徒に、人が持つ違いを違いとして理解し、自分と異なる考えの人々にも、それぞれの正しさがあり得ると認めることのできる人として、積極的に、そして共感する心を持って、生涯にわたって学び続けるよう働きかけます。

4ページの上になりますが、つまりIBは、世界各国の文化を理解し、多様な考え方を包容力

を持って受け止められる人間の育成を目指しています。

（３）ＩＢの１０の学習者像。

上記の教育方針をもって、ＩＢでは次のような人物像の育成を目指しています。探求する人、知識のある人、考える人、コミュニケーションができる人、信念を持つ人、心を開く人、思いやりのある人、挑戦する人、バランスの取れた人、振り返りができる人。

特に日本の従来の教育と決定的な違いを表しているのが心を開く人という人物像です。私たちは、自己の文化と個人的な経験の真価を正しく受け止めると同時に、他の人々の価値観や伝統の真価もまた正しく受け止めます。多様な視点を求め、価値を見だし、その経験を糧に成長しようと努めます。

続きまして３番、ＩＢの年齢別教育プログラム。

（１）初等教育プログラム。

通称ＰＹＰと申します。対象は３歳から１２歳、幼稚園から小学生ぐらいの年齢の子供に行う教育プログラム、精神と身体の両方を成長させることを目的にしています。

ＰＹＰでは、各学年が１年間で６つの教科横断的なテーマに探求します。ＩＢの６つの探求テーマは、そこに①から⑥まであります。

実は、日本の文科省でも、今この探究学習に力を入れて行っておりますが、ＩＢの探究学習と日本の探究学習との大きな違いは、ＩＢのほうはこの６つのテーマというものを明確に持っているというのが違いの一つだと言われております。

続きまして、次のページの（２）中等教育プログラム。

通称ＭＹＰと申します。対象は１１歳から１６歳、中学生向けの教育プログラム、ＰＹＰで学習してきたことを実際に社会と結ばせることを目的としています。

ＭＹＰにおいては、生徒は、ＰＹＰの教科横断型探求テーマをさらに発展させた以下の６つのグローバルな文脈を探求します。６つのグローバルな文脈、これもテーマと言い換えることができと思いますが、①から⑥までありまして、中学生を対象にしたＭＹＰのプログラムも探求のテーマというのが明確にあります。

（３）ディプロマプログラム。

通称ＤＰ。１６歳から１９歳、これが大学進学を目指す高校生向けの教育プログラムです。

（４）キャリア関連プログラム。

通称ＣＰといいます。同じく１６歳から１９歳で卒業後に就職を目指す高校生向けのプログラムとなっております。

本日、皆さんに御紹介をさせていただきたいのは、この初等教育プログラムのＰＹＰと中等教育プログラムのＭＹＰを備前市内の小・中学校に導入をしたいというお話になっております。

４番、日本でＩＢ教育が注目される理由。

（１）ＩＢ認定校は、２０２２年５月３０日現在、世界１６０以上の国、地域に約５，５００

校あります。日本国内では、認定校、候補校を合わせて184校、そのうち1条校は61校です。各プログラムごとの学校数がそこに出ております。

次の6ページの(2)文部科学省が探究学習の重要性に着目。

日本では、知識基盤社会に対応するために探求的思考の育成に着目しており、小学校のうちから、教科を超えた総合的な学習支援を強化しています。2022年春からは、高等学校新科目として総合的な探究の時間が導入され、こうした社会を生き抜く力を養うための主体的かつ対話的で深い学びが重視されています。

(3) IB教育の趣旨を踏まえた教育の推進。

IB教育のカリキュラムが、思考力、判断力、表現力等の育成をはじめ学習指導要領が目指す生きる力の育成や日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)が掲げる課題発見・解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力、重要な能力、スキルの確実な習得に資するものです。

(4) IB教育は、知識、概念、行動、姿勢、スキルという5つの基本要素を大切にしていますが、中でも重要なのは概念的理念です。この概念を探求の流れのキーコンセプトとして設定し、特徴、機能、原因、変化、関連、視点、責任という7つの重要概念を身につけることを重視して学習を進めます。

今までの総合的な学習の時間と大きく異なるのは導入です。これまでは何のためという目的が漠然としていましたが、IBでは、探求に入る前に学習の目的を子供たちにきちんと伝えます。例えばIBの10の学習者像やATLスキル(思考、コミュニケーション、社会性、自己管理、リサーチ)のうち目指すところを事前に示します。

(5) IB教育は、これからの日本の教育で大切な探究学習を追求したカリキュラムです。ただ、知識を覚えるだけでなく、他者を尊重しながら議論して知識の本質を捉えるハイレベルな学習を受けることができます。

次のページの(6)を御覧になってください。

探究学習と体験学習、調べ学習との大きな違いは、トピックを学ぶのではなく、概念を学び、さらには時間や場所、空間を超えて、一般化される思考を学ぶことが目的とされているところにあります。

例えば恐竜の絶滅について調べるとか恐竜展に行くとかは、調べ学習、体験学習にとどまってしまうですが、恐竜というトピックを通じて、絶滅または絶滅につながるような進化、誕生、死、サバイバルのような概念をつなぎ合わせ、何らかの一般化した思考に発展させることができるのが概念的学習なのです。まさに、恐竜を学ぶのではなく恐竜で学ぶのです。

これがIBの理念であり、IBのフレームの部分を今早口で読み上げましたけれども、話をさせていただきました。

今、日本の教育はこの探究学習が中心になっており、日本の文科省もそこに注目しております。

す。しかし、実際問題、学校現場では、なかなかこの探究学習がうまく進んでおりません。

そこでこのI Bが持つ探求のフレームにきちんと入れて、さらなる探究学習を発展させていこうという狙いでI Bの導入ということを考えております。

今、言葉だけで説明をさせていただきましたが、実際に公立の小学校で、高知県の香美市立大宮小学校が、公立の小学校で全国で初のI B認定校になりまして、教育委員会の数名で視察に行かせていただきました。

その大宮小学校の動画がございますので、ここで皆さんに御覧いただいて、I Bのことを身近に感じていただけたらというふうに考えております。時間は約3分。2本ありますけれども、合わせて5分ぐらいになると思います。動画のほうを御覧いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

〔動画視聴〕

○西上委員長 時間となりましたので、本件については、2月の委員会においての議題といたします。

***** 閉会中の継続調査事件 *****

本日の所管事務調査中、既決予算の執行状況については資料の提出がございます。

〔執行部より資料の説明あり〕

○中西委員 これだけの未執行予算があることが分かりました。この予算を今後どうされるおつもりなのか、備考欄等を付け、方針等の御説明を追記していただきたい。

○西上委員長 既決予算の執行状況については、中西委員も申し上げましたように、備考欄のほうにもう少し説明書きをしていただいて、2月の委員会には再度提出していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

今日はこれで閉会します。

どうも今日はありがとうございました。

午後2時34分 閉会